

はしがき

宮城県は、令和4年2月に県制150年の節目を迎えました。誕生からの歴史の中で、先人や私たちは、数々の災害や困難を乗り越えつつ、東北の経済活動の中心として歩みを進めてきました。そして現在、東日本大震災からの復興の完遂、新型コロナウイルスなどの感染症対策をはじめとした、さまざまな社会変化への対応が求められています。

県政運営の基本的な指針である『新・宮城の将来ビジョン』は3年目を迎えますが、今後、急速に進む人口減少に対応するため、若者の県内定着や子ども・子育ての社会全体での支援、外国人材の受け入れ促進などに重点的に取り組んでいく必要があります。また、復興の完遂に向けたきめ細かなサポートや、新たな日常の構築、抜本的なデジタル化へのシフトなど、将来も見据えた県政運営を行っていく必要があります。

令和5年度当初予算の県税収入は、企業業績の堅調な推移等により、前年度当初予算から微増となる3,074億円を計上したところです。

復興の完遂や県内経済の発展に向け、国の交付金等を最大限活用してまいります。自主財源である県税収入を確保するためには、公平・公正な賦課徴収と県税に対する皆様の御理解が重要となっています。

この冊子は、令和5年度における県税のあらましについてまとめたものです。多くの県民の皆様にご覧いただき、県政と県税について、より一層の御理解と御協力をいただければ幸いです。

目次

東日本大震災に係る県税の特例	1	自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割	26
特定復興産業集積区域における県税の課税免除	3	自動車税種別割	30
県の財政・県税収入について	5	鉾区税	33
税金の役割と種類	7	狩猟税	33
令和5年度の主な税制改正について	9	産業廃棄物税	34
個人県民税	10	核燃料税	34
法人県民税	14	延滞金	35
県民税利子割	15	加算金	35
県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割	16	納税の猶予・県税の減免・救済	36
個人事業税	17	納税貯蓄組合	37
法人事業税	18	納税の窓口	38
地方消費税	20	口座振替	42
不動産取得税	21	納税証明	42
県たばこ税	23	インターネットで県税の申告・納税・届出などが便利に!!	43
ゴルフ場利用税	24	県税の窓口	44
軽油引取税	25	税務署・市町村へのお問い合わせ	47

東日本大震災に係る県税の特例

東日本大震災の被災者等の負担の軽減等を図るための特例措置のあらまは、以下のとおりです。

個人県民税

1 住宅借入金等特別税額控除の適用の特例

住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が、震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き税額控除を適用することができます。

2 住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例

所有する居住用の家屋が震災により居住することができなくなった方が、住宅の再取得等をした場合には、住宅借入金等特別税額控除の特例（住宅借入金等の年末残高の限度額、控除率及び重複適用）の適用を受けることができます。

不動産取得税

1 被災した家屋・敷地に代わる家屋・土地の取得に係る特例

震災により滅失・損壊した家屋・敷地の所有者またはその相続人等が、当該被災家屋・敷地に代わるものと認められる家屋・土地を令和8年3月31日までの間に取得した場合には、それぞれ、被災家屋・被災家屋の敷地の面積分は課税されません。

2 警戒区域内家屋・敷地に代わる家屋・土地の取得に係る特例

警戒区域内に所在した家屋・敷地の所有者またはその相続人等が、当該家屋・敷地に代わるものと認められる家屋・土地を当該警戒区域の設定指示が解除された日から起算して3月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは1年）を経過する日までの間に取得した場合には、それぞれ、警戒区域内家屋・警戒区域内家屋の敷地の面積分は課税されません。

3 居住困難区域内家屋・敷地に代わる家屋・土地の取得に係る特例

居住困難区域に所在した家屋・敷地の所有者またはその相続人等が、当該家屋・敷地に代わるものと認められる家屋・土地を当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは1年）を経過する日までの間に取得した場合には、当該居住困難区域に所在していた家屋・敷地の面積分は課税されません。

4 共同利用施設等に係る不動産取得税の免除

震災からの産業復旧・復興のため、令和8年3月31日までに被害を受けた家屋の復旧等に係る補助金または交付金（水産業共同利用施設復旧整備事業等）により法人が家屋を取得したときは、不動産取得税が免除されます。

5 被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の不動産取得税の免除

復興整備事業の実施区域内の土地交換に関する権利を有する方が、平成28年4月1日から令和6年3月31日までの間に、その復興整備事業の用に供するため、その土地に関する権利を被災関連市町村に対し交換により譲渡し、かつ、その交換により被災関連市町村の有する実施区域外の土地の所有権を取得した場合には、不動産取得税が免除されます。

自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割、自動車税種別割

1 被災代替自動車の取得に係る非課税

震災により滅失・損壊した自動車の所有者が、被災自動車に代わるものと認められる自動車を取得した場合

2 警戒区域内自動車の代替自動車の取得に係る非課税

警戒区域内にあった自動車で永久抹消登録等がなされたものに代わるものと認められる自動車を取得した場合

3 自動車持出困難区域内自動車の代替自動車の取得に係る非課税

自動車持出困難区域にあった自動車で永久抹消登録等がなされたものに代わるものと認められる自動車を取得した場合

〈1～3の非課税の期間〉

○自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割

平成23年3月11日から令和3年3月31日までの取得分

○自動車税種別割

平成23年度から令和3年度までに取得した年度と翌年度分（平成23年度から平成24年度までに取得したときは平成25年度まで、平成25年度から令和2年度までに取得したときは、取得した年度とその翌年度分）

（注）上記の期間であっても、法定納期限から5年を経過した場合は、納めた税金の還付を受けることができません。

4 被災自動車に対する自動車税種別割の減免

震災により、自動車が損傷、交通途絶などの理由により運行することができなくなったと認められる期間が15日（損傷の場合は10日）を超える場合には、その自動車が運行することができなかったと認められる期間の月数分が減免されます。

特定復興産業集積区域における県税の課税免除

宮城県では、東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るため、認定地方公共団体の指定を受けた事業者が特定復興産業集積区域内において一定の施設または設備を新設または増設した場合において、法人事業税や不動産取得税などの税負担を軽減する制度を導入しています。

課税免除を受けようとする税目に関する申告期限までに、管轄の県税事務所へ申請してください。

- ・認定地方公共団体：復興推進計画について内閣総理大臣の認定を受けた地方公共団体
- ・特定復興産業集積区域：仙台市（青葉区、太白区及び泉区を除く。）、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

1 課税免除の内容

個人事業税・法人事業税

対象施設等を事業の用に供した日の属する年または事業年度の以後5か年の間の各年または各事業年度における所得または収入金額のうち、当該対象施設等に係るものとして以下により計算した額に対して課する事業税を免除します。

①電気供給業、ガス供給業または倉庫業に係る所得または収入金額

県において対象者に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得または収入金額×（対象施設等に係る固定資産の価額÷対象者が県内に有する事務所または事業所の固定資産の価額）

②鉄道事業または軌道事業に係る所得金額

県において対象者に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得金額×（対象施設等に係る軌道の延長キロメートル数÷対象者が県内に有する軌道の延長キロメートル数）

③その他の業種に係る所得または収入金額

県において対象者に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得または収入金額×（対象施設等に係る従業者（※）の数÷対象者が県内に有する事務所または事業所の従業者の数）

※対象施設等に係る従業者

従業員の算定は、新增設した対象施設等に直接従事する従業者となります。

不動産取得税

対象施設等である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税を免除します。

- ・家屋については、認定復興推進計画に定められた復興事業の用に供されている部分についてのみ課税免除の対象となります。
- ・土地については、家屋の課税免除対象部分の垂直投影部分のみが課税免除の対象となります。
- ・土地について課税免除を受けるには、土地の取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする対象施設等である家屋の建設の着手が必要です。
- ・土地については、認定地方公共団体の指定を受ける前に取得したものであっても、復興推進計画の認定日以後の取得であって、他の条件を満たす場合には、課税免除の対象となります。

- ・東日本大震災復興特別区域法第40条第1項（新規立地新設企業5年間無税）の適用を受けるための指定要件である不動産の取得については、課税免除の対象とはなりません。この不動産について課税免除を受けるためには、当該不動産の取得の前に同法第37条第1項の指定を受ける必要があります。

固定資産税（県税に係るもの）

対象施設等である大規模償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以後5か年度分について、大規模固定資産に対して県が課する固定資産税を免除します。

② 対象者

震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、または生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業を行うものとして、東日本大震災復興特別区域法に規定する認定地方公共団体の指定を受けた個人事業者または法人です。

③ 対象要件

- ・認定地方公共団体からの指定を受けた後、令和6年3月31日までの間に特定復興産業集積区域内において施設または設備を新設または増設すること
- ・新設または増設する施設または設備が、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2第1項（特別償却または税額控除）、同法第10条の5第1項（研究資産の特別償却等）、同法第17条の2第1項（特別償却または税額控除）、同法第17条の5第1項（研究開発資産の特別償却等）または同法第18条の4第1項（再投資設備等の特別償却）の規定の適用を受ける施設もしくは設備であること

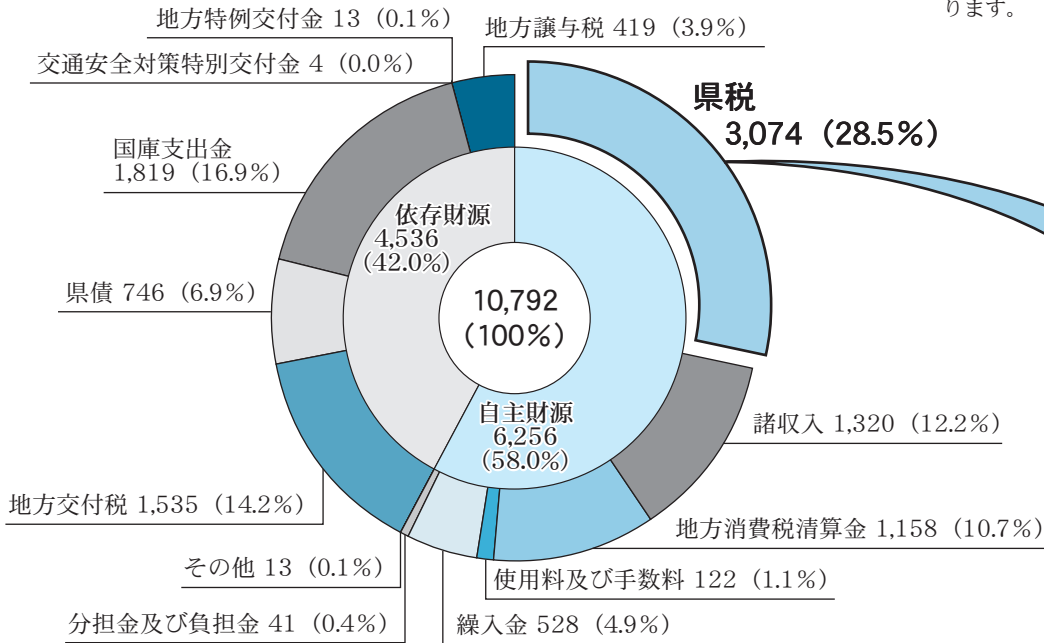
④ 注意事項

東日本大震災復興特別区域法に規定する認定地方公共団体による認定書が交付された場合であっても、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2第1項（個人：特別償却又は税額控除）、同法第10条の5第1項（個人：研究開発資産の特別償却等）、同法第17条の2第1項（法人：特別償却または税額控除）、同法第17条の5第1項（法人：研究開発資産の特別償却等）または同法第18条の4第1項（法人：再投資設備等の特別償却）の規定の適用を受けることができないと判断された場合は、県の課税免除の適用も受けられません。

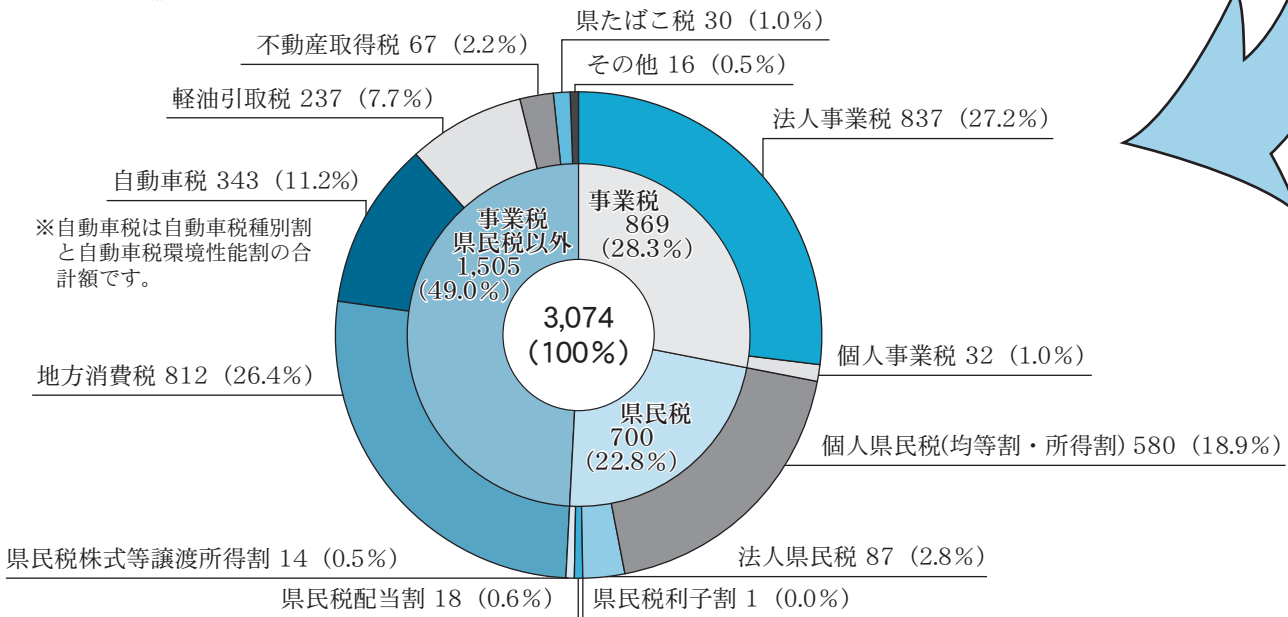
県の財政・県税収入について

■ 宮城県の歳入（令和5年度当初予算額）（単位：億円）

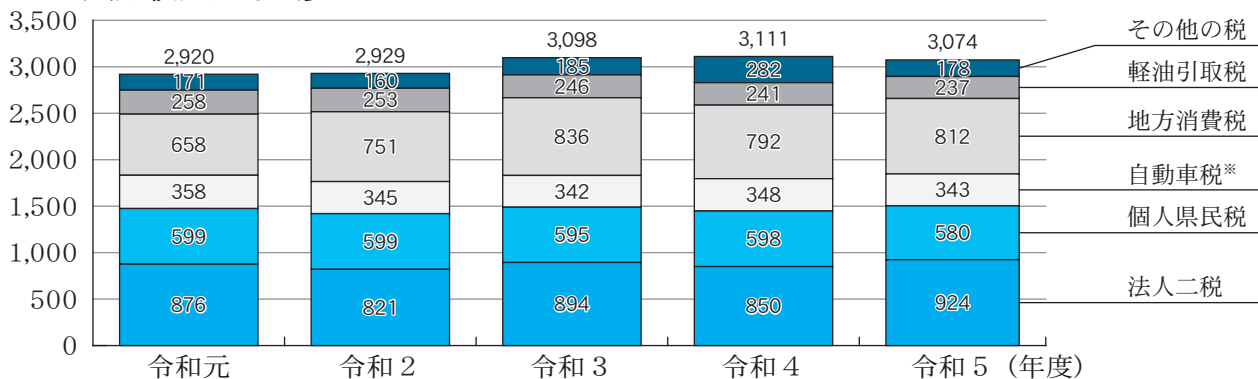
※単位未満を四捨五入しているため、合計や割合が一致しない箇所があります。



■ 県税収入の構成（単位：億円）



■ 県税収入の推移（単位：億円）

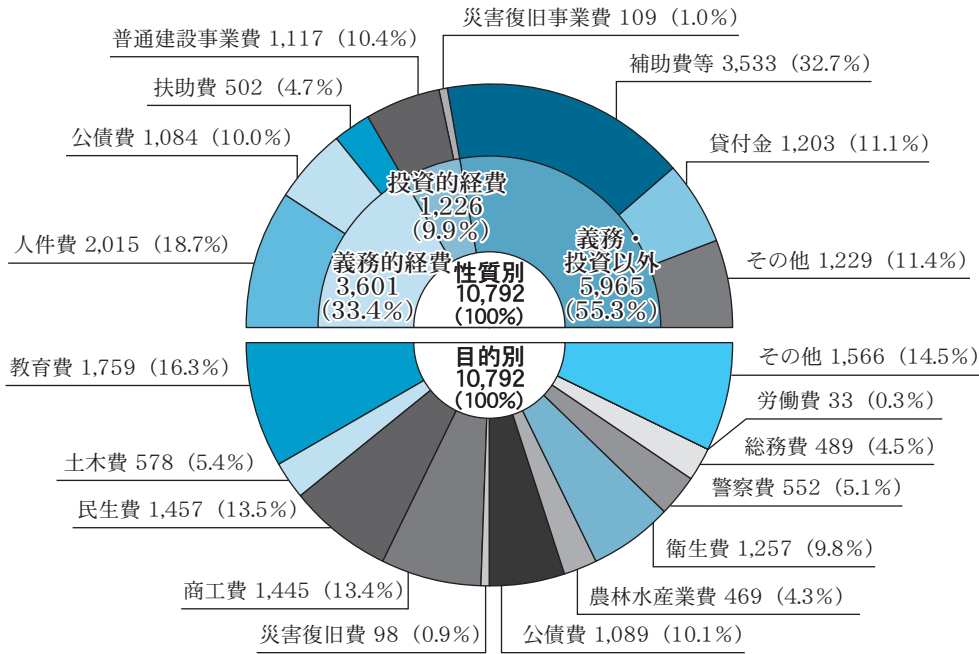


※自動車税には、廃止前の自動車取得税を含む。(自動車取得税は、令和元年9月30日で廃止されました。)

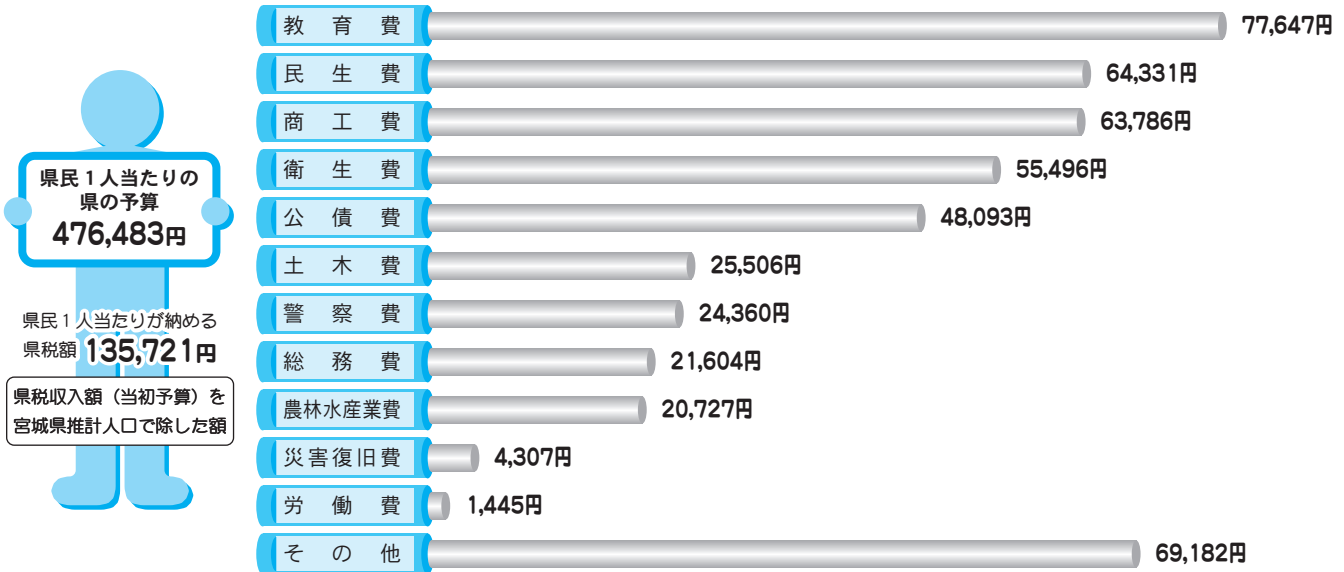
※令和3年度までは決算額
令和4年度は2月補正予算額
令和5年度は当初予算額

■ 宮城県の歳出（令和5年度当初予算額）（単位：億円）

※単位未満を四捨五入しているため、合計や割合が一致しない箇所があります。



■ 県民1人当りに使われるお金（令和5年4月1日現在 宮城県推計人口 226万4,941人）



教育費 幼稚園や学校の整備、文化財の保存整備、スポーツの振興などに使われます。

1人当たり **77,647円**

民生費 子どもやお年寄り、体の不自由な方が安定した社会生活をおくれるよう、様々な援助や福祉施設の建設などに使われます。

1人当たり **64,331円**

商工費 商工業、観光等の振興と中小企業の資金貸付けなどに使われます。

1人当たり **63,786円**

衛生費 環境対策や公害対策、地域医療対策、病気の予防や対策などに使われます。

1人当たり **55,496円**

公債費 学校や社会福祉施設などの公共施設を整備するために発行した県債を返済するために使われます。

1人当たり **48,093円**

土木費 道路、港湾、住宅、公園、下水道の建設や整備などに使われます。

1人当たり **25,506円**

警察費 個人の生命や財産を守り、社会秩序を維持するため、各種取締りや防犯対策、交通安全対策などに使われます。

1人当たり **24,360円**

総務費 税の賦課徴収など県の一般的な事務に使われます。

農林水産業費 農業、林業及び水産業の振興と田畑や漁港の整備などに使われます。

災害復旧費 災害により被災した施設などを原状復旧するために使われます。

労働費 雇用対策などに使われます。

税金の役割と種類

▶ 税金とは？

税金とは、国や地方公共団体が一般経費または特定の経費を支出するために、国民や住民が負担しているお金のことです。

▶ 税金の役割

わたしたちが円滑な日常生活を送るためには、国や地方公共団体が分担する様々な公共サービスの提供などが必要となります。たとえば、国は外交や司法など国の存立に関わる仕事を、地方公共団体は教育、保健衛生、上下水道、産業、警察、消防などの福祉や生活環境に関する仕事を分担しています。

わたしたちは、これら公共サービスに必要な経費を「税金」という形で負担しています。つまり税金は「社会の一員として暮らしていくうえでの会費」のようなものです。

▶ 税金の種類

① 国税と地方税

税金には、国に納める「国税」と地方公共団体に納める「地方税」とがあります。

地方税は、さらに県（都道府）税と市町村税に分かれます。

② 普通税と目的税

その税収の用途が限定されない「普通税」と、限定されている「目的税」に分かれます。

③ 直接税と間接税

納税者本人が直接に負担し納税する「直接税」と、負担する者と納税する者が異なる「間接税」に分かれます。

国 税

直 接 税

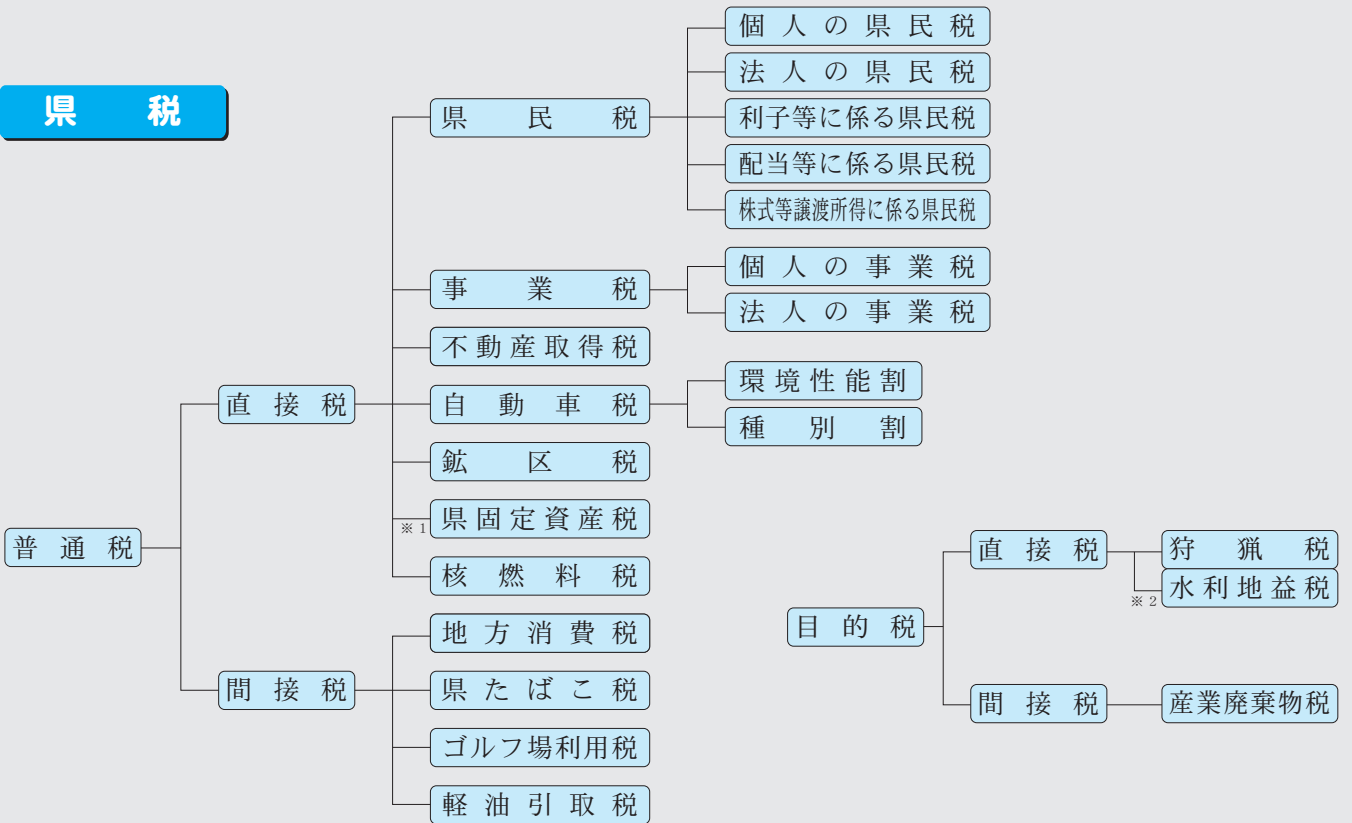
所 得 税	個人の所得（利子所得・配当所得・不動産所得・事業所得・給与所得・退職所得・山林所得・譲渡所得・一時所得・雑所得の10種類に分けられています。）にかかります。
復興特別所得税	個人の方で、所得税を納める義務のある人にかかります。（平成25年から令和19年まで）
法 人 税	普通法人・協同組合などの法人の所得にかかります。宗教法人などの公益法人・人格のない社団や財団などは、収益事業から生じた所得にかかります。
地 方 法 人 税	法人税を納める義務のある法人にかかります。（平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用）
地 方 法 人 特 別 税	法人事業税（県税）に応じてかかります。（令和元年9月30日までに開始する事業年度の申告まで適用）
特 別 法 人 事 業 税	法人事業税（県税）に応じてかかります。（令和元年10月1日以後に開始する事業年度の申告から適用）
相 続 税	相続や遺贈によって財産を取得した人にかかります。
贈 与 税	個人から贈与によって財産を取得した人にかかります。

間 接 税 等

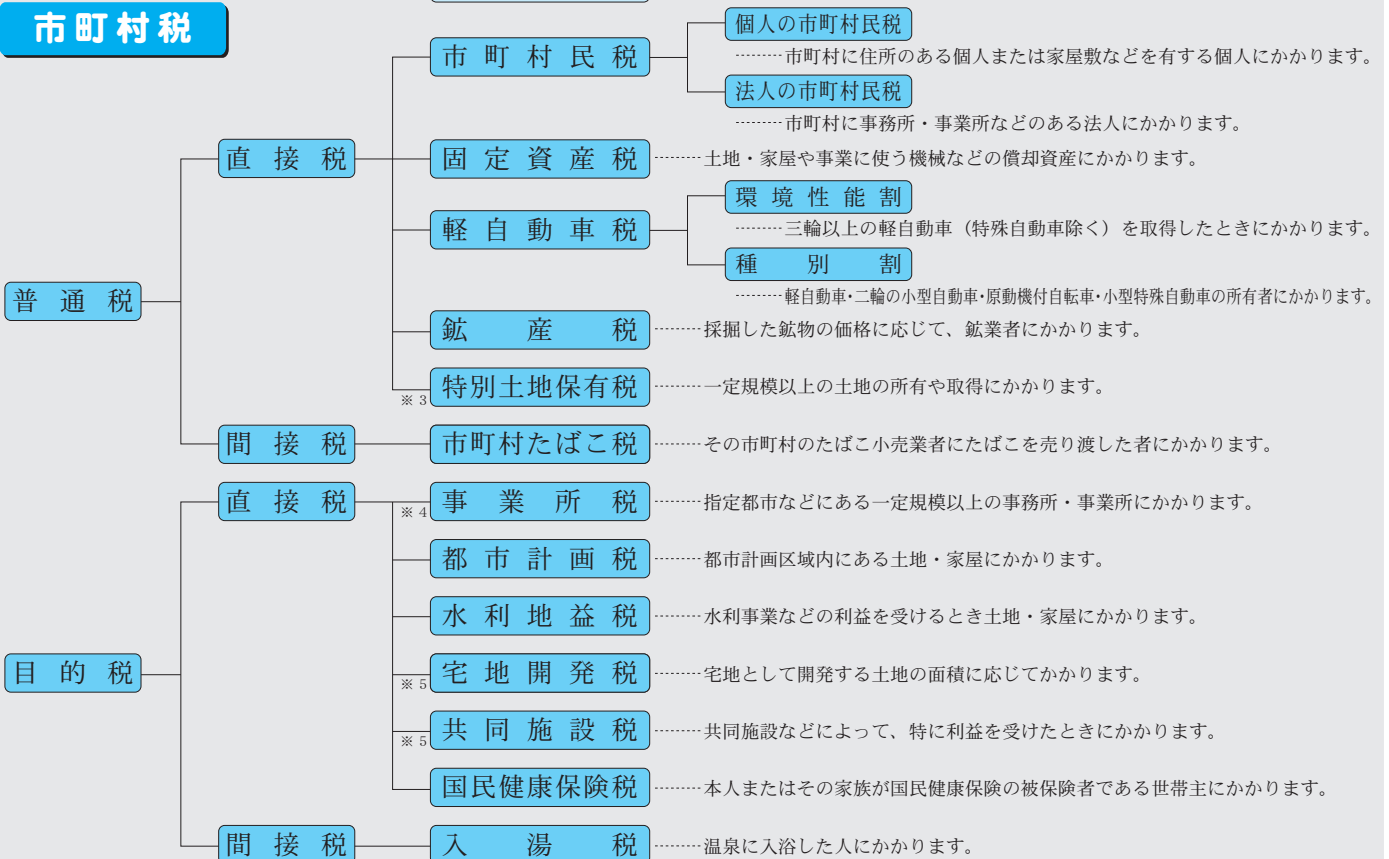
消 費 税	国内における資産の譲渡、貸付け及び役務の提供、特定仕入れ（事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等）、外国貨物の輸入にかかります。
酒 税	清酒・ビール・ウイスキーなどを製造場から移出したときにかかります。
た ば こ 税	たばこを製造場から移出したときにかかります。
た ば こ 特 別 税	
揮 発 油 税	揮発油を製造場から移出したときにかかります。
地 方 揮 発 油 税	
石 油 ガ ス 税	石油ガスを自動車用の石油ガス容器に充てんしたときにかかります。
航 空 機 燃 料 税	航空機燃料を航空機に積み込んだときにかかります。
石 油 石 炭 税	原油や石炭などを採取場から移出したときにかかります。
自 動 車 重 量 税	自動車の車検を受けるときなどに、自動車の種類と重量に応じてかかります。
関 税	外国から輸入した貨物にかかります。
と ん 税	外国の貿易船が港へ入港したときにかかります。
特 別 と ん 税	とん税と同じですが、税率が異なります。
印 紙 税	契約書や受取書などを作成したときにかかります。
登 録 免 許 税	不動産・船舶・会社などの登記や登録をするとき、資格の許可や免許のときにかかります。
電 源 開 発 促 進 税	一般送配電事業者の販売電気の電力量に応じてかかります。
国 際 観 光 旅 客 税	国際船舶等により本邦から出国する旅客にかかります。（平成31年1月7日以降の出国）

地方税

県 税



市町村税



※1 県固定資産税は宮城県では現在該当ありません。
 ※2 水利地益税は宮城県では課税していません。
 ※3 特別土地保有税は平成15年度以降、当分の間課税が停止されました。
 ※4 新增設に係る事業所税は平成15年3月31日をもって廃止されました。
 ※5 宅地開発税及び共同施設税は宮城県内の市町村では課税していません。

令和5年度の主な税制改正について

令和5年度税制改正に伴い、次のように地方税法等の改正が行われています。

■ 個人県民税（令和6年1月1日施行）

◎NISAの抜本的拡充・恒久化

- ・NISA制度について、年間投資上限額の拡大、非課税保有期間の無期限化、口座開設期間の恒久化等を行う。

■ 自動車税環境性能割（令和5年4月1日施行）

◎環境性能割の税率区分の見直し

- ・新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置く。
- ・2035年電動車100%（乗用車新車販売）とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、税率区分（燃費基準達成度）を3年間で段階的に引き上げる。次の税率区分の見直しは3年後（令和8年度改正）とする。

◎グリーン化特例

- ・電気自動車等を取得した場合における現行の軽課措置（翌年度の種別割▲75%軽減）等について、適用期限を3年延長する。

◎燃費・排ガス不正行為への対応

- ・不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、税制上の再発抑止策を強化するため、納付不足額を徴収する際に加算する割合（現行：10%）を35%に引き上げる。

県民税

個人県民税



納める人

毎年1月1日現在で

- 県内に住所がある人……………均等割と所得割
- 県内に事務所、事業所または家屋敷を持っている人で、その市町村内に住所のない人……………均等割



納める額

	県民税	(参考)市町村民税
均等割	年額 2,700円	年額 3,500円
所得割	4% (仙台市2%)	6% (仙台市8%)

平成26年度から令和5年度まで、県民税と市町村民税の均等割それぞれに500円が加算されています。
 ※平成23年4月1日以降、「みやぎ環境税」の実施に伴い、年額1,200円が個人県民税均等割額に加算されています。

◆所得割額の計算方法◆

- ① 所得金額 = 前年の収入金額 - 必要経費等
- ② 課税所得金額 = 所得金額 - 所得控除
- ③ 所得割額 = 課税所得金額 × 税率 - 税額控除

$$\left(\begin{array}{c} \text{前年の} \\ \text{収入金額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{必要経費 (専従者控除を含む)} \\ \text{給与所得控除 (サラリーマンの場合)} \end{array} \right) - \text{所得控除額} = \text{課税所得金額}$$

$$\text{課税所得金額} \times \text{税率} - \text{税額控除} = \text{所得割額}$$

(注) 退職所得等は、別の方法で計算されます。

所得の種類	所得金額の算出方法
① 利子所得	公社債・預貯金等の利子など 所得金額 = 収入金額
② 配当所得	株式や出資の配当など 所得金額 = 収入金額 - 株式等の元本を取得するために要した負債の利子
③ 不動産所得	地代・家賃など 所得金額 = 収入金額 - 必要経費
④ 事業所得	事業から生じる所得 所得金額 = 収入金額 - 必要経費
⑤ 給与所得	給与・賞与・賃金など 所得金額 = 収入金額 - 給与所得控除額 (別表参照)
⑥ 退職所得	退職金・一時恩給など 所得金額 = (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 ※勤続年数5年以内の法人役員等に対する退職手当等については、1/2にする措置は適用されません。
⑦ 山林所得	山林の伐採等で生じる所得 所得金額 = 収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 (最大50万円)
⑧ 譲渡所得	機械器具・宝石・書画・骨とう・特許権・著作権などの資産を売った場合に生じる所得 所得金額 = 収入金額 - (取得費 + 譲渡費用) - 特別控除額 (最大50万円) ※5年超保有の資産を譲渡した場合、課税対象となる金額は上記の1/2となります。
⑨ 一時所得	生命保険や損害保険の満期返戻金・賞金・懸賞金など 所得金額 = 収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 (最大50万円) ※課税対象となる金額は上記の1/2となります。
⑩ 雑所得	公的年金・生命(損害)保険の年金・上記①~⑨以外の所得など 公的年金等: 所得金額 = 収入金額 - 公的年金等控除額 公的年金等以外: 所得金額 = 収入金額 - 必要経費



給与所得控除

給与と収入の金額 (年収)	控除額
162万5千円以下の場合	55万円
162万5千円を超え180万円以下の場合	収入金額 × 40% - 10万円
180万円を超え360万円以下の場合	収入金額 × 30% + 8万円
360万円を超え660万円以下の場合	収入金額 × 20% + 44万円
660万円を超え850万円以下の場合	収入金額 × 10% + 110万円
850万円を超える場合	195万円

(注) 実際には収入金額が660万円未満の場合には、所得税法別表第五により求めます。



専従者控除（事業所得者が一定の条件を満たす場合に受けられます。）

青色事業専従者…支払給与額

白色事業専従者…50万円まで（配偶者の場合には86万円まで）



所得控除

項目	控 除 額
1 雑 損 控 除	次のいずれか多い金額 ①（損失額－保険等により補てんされた額）－（所得金額×1/10） ②（災害関連支出額－保険等により補てんされた額）－5万円
2 医 療 費 控 除	（医療費－保険等により補てんされた額）－（10万円又は所得金額×5/100のいずれか低い額） ※控除限度額200万円 支払ったスイッチOTC医薬品購入費の総額－保険等により補てんされた額－12,000円 ※控除限度額88,000円
3 社 会 保 険 料 控 除	支払った額
4 小規模企業共済等掛金控除	支払った額
5 生 命 保 険 料 控 除 （個人年金保険料） （介護医療保険料）	保険毎にそれぞれ計算して合算した金額（控除限度額70,000円） ①旧契約：生命保険・個人年金（平成23年12月31日以前に契約） 15,000円以下 …… 支払った保険料の全額 15,000円超40,000円以下 …… 支払った保険料×1/2+7,500円 40,000円超70,000円以下 …… 支払った保険料×1/4+17,500円 70,000円超 …… 35,000円 ②新契約：生命保険・個人年金・介護医療（平成24年1月1日以降に契約） 12,000円以下 …… 支払った保険料の全額 12,000円超32,000円以下 …… 支払った保険料×1/2+6,000円 32,000円超56,000円以下 …… 支払った保険料×1/4+14,000円 56,000円超 …… 28,000円
6 地 震 保 険 料 控 除	地震保険料と長期損害保険料の両方がある場合は、それぞれ計算して合算した金額（控除限度額25,000円） ①地震保険料 50,000円以下 …… 支払った保険料の1/2 50,000円超 …… 25,000円 ②長期損害保険料（平成18年12月31日までに契約したもので一定の要件を満たすものに限り） 5,000円以下 …… 支払った保険料の全額 5,000円超15,000円以下 …… 支払った保険料×1/2+2,500円 15,000円超 …… 10,000円
7 障 害 者 控 除	26万円（特別障害者は30万円）（同居特別障害者は53万円）
8 寡 婦 控 除	26万円（前年の合計所得金額が500万円以下の場合に限ります。）
9 ひ と り 親 控 除	30万円（前年の合計所得金額が500万円以下の場合に限ります。）
10 勤 労 学 生 控 除	26万円（前年の合計所得金額が75万円以下の者）
11 配 偶 者 控 除	最高額33万円（配偶者が70歳以上の場合は38万円） ※配偶者の前年の合計所得金額が48万円以下の場合に限ります。 ※令和元年より、本人の合計所得金額に所得制限が設けられ、所得金額に応じて控除額が減少します。
12 配 偶 者 特 別 控 除	最高額33万円 ※生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合に限ります。 ※令和元年より、配偶者の合計所得金額の上限が引き上げられるとともに、本人の合計所得金額に応じて控除額が減少します。
13 扶 養 控 除	①一般の扶養親族（15歳以下）0円 ②一般の扶養親族（16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満）33万円 ③特定扶養親族（19歳以上23歳未満）45万円 ④老人扶養親族（70歳以上）38万円 ⑤同居老親扶養親族（70歳以上）45万円 ※前年の合計所得金額が48万円以下の場合に限ります。
14 基 礎 控 除	最高額43万円 ※令和3年度より、本人の合計所得金額に所得制限が設けられ、本人の合計所得金額に応じて、控除額が減少します。



税額控除

課税所得に税率を乗じた額から差し引く額のこと、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除及び税源移譲による調整控除等があります。

◆寄附金税額控除について◆

前年中の①都道府県、市区町村に対する寄附金（いわゆる「ふるさと納税」）、②住所地の都道府県共同募金会または日本赤十字社支部に対する寄附金、③県または市町村の条例で定める寄附金等の額に基づき、下記（1）と（2）の合計額を控除します。

$$(1) \left[\left(\begin{array}{l} \text{①②③の合計額} \\ \text{年間所得金額} \times 30\% \end{array} \right) \text{の少ない方の額} - 2,000\text{円} \right] \times \begin{cases} \text{県民税} 4\% (\text{仙台市} 2\%) \\ \text{市町村民税} 6\% (\text{仙台市} 8\%) \end{cases}$$

$$(2) \left(\text{①} - 2,000\text{円} \right) \times \left[90\% - \begin{array}{l} \text{寄附者に適用される} \\ \text{所得税の限界税率} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{平成} 26.1.1 \sim \text{復興} \\ \text{特別所得税調整分} \end{array} \right] \times \begin{cases} \text{県民税} 2/5 (\text{仙台市} 1/5) \\ \text{市町村民税} 3/5 \\ \text{(仙台市} 4/5) \end{cases}$$

※ (2)は、県民税または市町村民税の所得割額の2割を限度とします。

◆住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）について◆

所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある方で、平成26年4月から令和3年12月31日までに入居された方は、所得税の課税総所得金額の7%（最高136,500円）を、令和4年1月1日から令和7年12月31日までに入居された方は5%（最高97,500円）を上限として、個人住民税から控除することができます。所得税の確定申告書を提出した方や給与所得のみの方は申告書の提出は不要です。



申告と納税

- ・3月15日までに1月1日現在の住所地の市町村に申告書を提出しなければなりません。
- ・所得税の確定申告書を提出した人や給与所得のみの方は申告書を提出する必要はありません。なお、所得税の確定申告書を提出する場合は、「住民税・事業税に関する事項」の欄の該当事項を必ず記載してください。
- ・特別徴収される給与所得者は、6月から翌年5月までの12回に分けて、給与から天引きされます。その他の方は、市町村から送付される納税通知書（納付書）により通常は6月、8月、10月、1月の年4回市町村民税と併せて納めることになっています（市町村の条例によって納期限は異なる場合があります。）。

◆妻がパートタイムで働いた場合の住民税・所得税（妻に扶養親族がない場合）◆

○令和5年度の住民税（令和4年中のパート収入が対象）

パート年収	住民税		夫の所得から住民税の配偶者控除が受けられるかどうか
	所得割	均等割	
100万円以下の場合	かからない	かからない [※]	受けられる
100万円を超え103万円以下の場合	かかる	かかる	
103万円を超える場合			受けられない

※ 市町村の条例により異なる場合があります。

○令和5年の所得税（令和5年1月1日から令和5年12月31日までのパート収入が対象）

パート年収	所得税	夫の所得から所得税の配偶者控除が受けられるかどうか
103万円以下の場合	かからない	受けられる
103万円を超える場合	かかる	受けられない

◎個人住民税の特別徴収制度

個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から住民税（県民税及び市町村民税）を徴収（天引き）し、納入していただく制度です。

宮城県と県内市町村は、従業員の方々の利便性を向上させるとともに、税の賦課徴収の公平性を確保するために、従業員に係る個人住民税の特別徴収をしなければならない事業主について、特別徴収義務者として一斉指定することを推進しています。

◎特別徴収制度のメリット

- ・普通徴収の納期は通常年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので、従業員は1回当たりの納税額が少なく済みます。
- ・従業員が納期ごとに金融機関等で納税する手間が省けます。
- ・普通徴収のように納め忘れにより滞納となったり、延滞金が発生する心配がありません。

ふるさと納税制度と寄附の手続きについて

ふるさと納税制度とは

自分が生まれ育ったふるさとや関わりが深い地域を応援したいと思う気持ちにお応えするため、応援したいと思う都道府県・市区町村に2,000円を超える寄附を行った場合、一定の限度額まで所得税と合わせて個人住民税が控除(軽減)される制度です。

【控除イメージ(※1)】

ふるさと納税額 30,000円			
適用 下限額	【所得額】 所得控除による軽減(※3)	【個人住民税】 税額控除 (基本分)(※3)	【個人住民税】 税額控除(特例分)
2,000円	(30,000円-2,000円) ×20%(※2) =5,600円	(30,000円-2,000円) ×10% =2,800円	(30,000円-2,000円) ×(100%-10%-20%)(※2) =19,600円
所得税と合わせた控除額 28,000円			

- ※1 年収700万円の給与所得者(夫婦子なしの場合、所得税の限界税率は20%)が、地方団体に対し30,000円のふるさと納税をした場合のもの。
 ※2 所得税の限界税率であり、年収により0~45%の間で変動する。なお、平成26年度から令和20年度については、復興特別所得税を加算した率となる。
 ※3 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の40%が限度であり、個人住民税(基本分)は総所得金額等の30%が限度である。

ふるさと宮城寄附金について

宮城県では、「ふるさと宮城寄附金」として、ご寄附のお申し込みをいただいています。宮城県外にお住まいで、5千円以上のご寄附をいただいた個人の方に、お礼として宮城県の特産品を贈呈しています。

【ご寄附の手続き、納付方法等のお問い合わせ先】

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

宮城県庁「ふるさと宮城寄附金」推進事務局(総務部税務課内)

電話: 022-211-2323 FAX: 022-211-2396

URL: <https://www.pref.miyagi.jp/site/furusatonouzei/>

E-mail: furusato@pref.miyagi.lg.jp



寄附の使いみち

ご寄附のお申し込みの際に、寄附金の使いみち(活用先)について、以下のメニューから1つお選びいただけます(事業概要は、宮城県ふるさと納税ホームページをご覧ください)。

- 1) 東日本大震災からの復旧・復興応援
- 2) スポーツを通じたみやぎのまちづくりを応援
- 3) 救える命、ニャンとかしたい!(動物愛護)
- 4) 困難を抱える子どもに笑顔と輝く未来を
- 5) 絆がつなぐ伊達なみやぎの観光を応援
- 6) 東日本大震災の被災地応援!「いちご」が取り戻した笑顔を次の世代へ
- 7) 頑張るみやぎの水産業を応援!
- 8) 日本遺産「政宗が育んだ“伊達”な文化」文化財で地域を元気にしよう!
- 9) 知事おまかせ(上記1~8を含めた、県政の推進全般に活用)

確定申告

1月1日から12月31日までの間に行った寄附について、翌年3月15日までに住所地を管轄する税務署に確定申告をすると、一定の限度額まで所得税と合わせて個人住民税が軽減されます。このとき、金融機関または「ふるさと宮城寄附金」推進事務局が発行した領収書が必要になります。

※確定申告が不要となる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」については、宮城県ふるさと納税ホームページなどをご覧ください。

ご注意ください! ふるさと納税は、寄附を強要するものではありません。
 ふるさと納税をかたった振り込め詐欺などには十分ご注意ください。

法人県民税

納める人

- 県内に事務所・事業所を有する法人……………均等割と法人税割
- 県内に事務所・事業所はないが、
寮・宿泊所・クラブ等を有する法人……………均等割
- 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で
県内に事務所・事業所を有するもの……………法人税割

納める額

県民税

均等割	区分	事業年度の終了の日	平成23年4月1日以降 ※1
	均等割	資本金等の額を有しない法人 資本金等の額が1,000万円以下の法人	
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人			年額 55,000円
" 1億円を超え10億円以下の法人			年額 143,000円
" 10億円を超え50億円以下の法人			年額 594,000円
" 50億円を超える法人			年額 880,000円
収益事業を行わない公益法人等 ※2			免除

※1 「みやぎ環境税」（超過課税）を含みます。

※2 公益社団・財団法人、一般社団・財団法人（非営利型）、NPO法人及び認可地縁団体に限ります。また、収益事業を行うNPO法人については、設立から3年以内に終了する事業年度に限り、その収益事業が赤字の場合に免除されます。

法人税割	区分	事業年度始期	法人税額または個別帰属法人税額の
	法人税割	[超過税率] 次のいずれかに該当する法人 ・ 資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人 ・ 法人税額または個別帰属法人税額が年1,000万円を超える法人 ・ 解散（合併による解散を除く）による清算所得に対する法人税を課される法人 ※ ・ 保険業法に規定する相互会社 ・ 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社 ・ 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人 ・ 法人税法に規定する受託法人	平成26年10月1日以降 令和元年9月30日までに 開始する事業年度
		令和元年10月1日以降に 開始する事業年度	1.8%
[標準税率] 上記以外の法人		平成26年10月1日以降 令和元年9月30日までに 開始する事業年度	3.2%
		令和元年10月1日以降に 開始する事業年度	1.0%

※ 平成22年9月30日までに解散した法人が該当します。平成22年10月1日以降に解散した法人は該当しません。

申告と納税

- 確定申告…事業年度終了の日から2か月以内
(一定の理由により決算が確定しない法人は、申告期限を延長される場合があります。)
- 中間（予定）申告…事業年度開始の日から6か月を経過した日から2か月以内

県民税利子割

納める人

県内の金融機関等から利子等の支払いを受ける個人が、その金融機関等を通じて納めます。

納める額

支払いを受ける利子等の額の5%

非課税制度

対象者	種類・内容	非課税限度額
身体障害者等	少額預金非課税制度（マル優） 少額公債非課税制度（特別マル優）	350万円
給与所得者	財産形成住宅貯蓄 財産形成年金貯蓄	合わせて 550万円

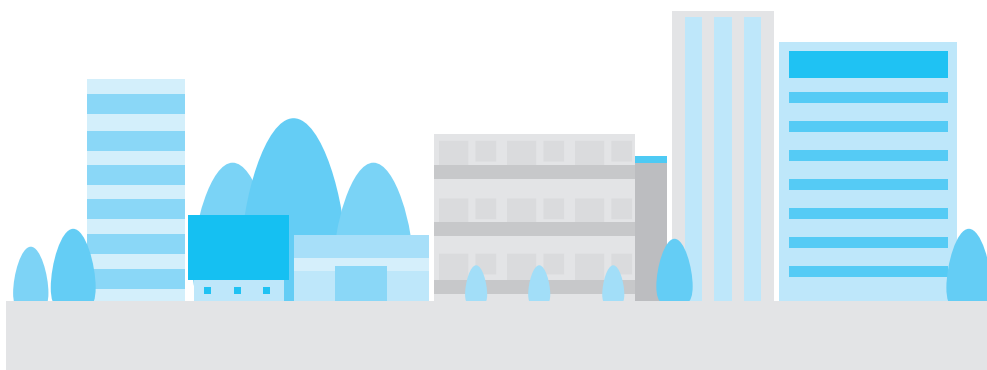
- ・その他、所得税法等の規定により所得税が非課税とされる利子等

申告と納税

金融機関等が毎月10日までに前月分をまとめて申告し、納税します。

その他

- ・県に納められた県民税利子割額のうち、5分の3が市町村に交付されます。



県民税配当割

納める人

県内に住所を有し、特定の配当等の支払いを受ける個人が、その配当等を支払う者を通じて納めます。

納める額

支払いを受ける配当等の額の5%

申告と納税

配当等の支払いをする者が毎月10日までに前月分をまとめて申告し、納税します。

ただし、平成22年1月1日以降に源泉徴収選択口座内で受け入れる配当等については、当該口座を開設した証券会社が特別徴収義務者として徴収し、毎年1月10日までに前年度分を申告し、納税します。

その他

- ・配当割が特別徴収された所得を申告した場合には、所得割として課税されますので、所得割額から配当割額相当額を控除できます。
- ・県に納められた県民税配当割額のうち、5分の3が市町村に交付されます。

県民税株式等譲渡所得割

納める人

県内に住み、所得税において源泉徴収を選択した特定口座（源泉徴収口座）における株式譲渡所得または源泉徴収口座における信用取引の差金決済の差益支払いを受ける個人が、その口座を開設した証券会社を通じて納めます。

納める額

源泉徴収口座内の特定株式等譲渡所得金額の5%

申告と納税

源泉徴収口座を開設した証券会社が特別徴収義務者として徴収し、毎年1月10日までに前年徴収分をまとめて申告し、納税します。

その他

- ・株式等譲渡所得割が特別徴収された所得を申告した場合には、所得割として課税されますので、所得割額から特定株式等譲渡所得割額相当額を控除できます。
- ・県に納められた県民税株式等譲渡所得割額のうち、5分の3が市町村に交付されます。

事業税

事業税は、事業を行う場合には道路等の公共施設を利用し、また、各種の行政サービスを受けるので、その経費の一部を負担してもらうという考え方により設けられているものです。事業税には、個人の事業税と法人の事業税とがあります。

個人事業税



納める人

県内に事務所、事業所等を設けて事業を行う個人です。



納める額

課税所得（所得から各種控除を差し引いたもの）に次の税率を乗じた額

区分	税率	事業の種類								
第1種 (37業種)	5%	物品販売業	保険業	金銭貸付業	物品貸付業	不動産貸付業	製造業			
		電気供給業	土石採取業	電気通信事業	運送業	運送取扱業	船舶定係場業			
		倉庫業	駐車場業	請負業	印刷業	出版業	写真業			
		席貸業	旅館業	料理店業	飲食店業	周旋業	代理業			
		仲立業	問屋業	両替業	公衆浴場業 (第3種のものを除く)		演劇興行業			
		遊技場業	遊覧所業	商品取引業	不動産売買業	広告業	興信所業			
		案内業	冠婚葬祭業							
第2種 (3業種)	4%	畜産業（農業に附随するものを除く）			水産業	薪炭製造業				
第3種 (30業種)	5%	医業	歯科医業	薬剤師業	獣医業	弁護士業	司法書士業			
		行政書士業	公証人業	弁理士業	税理士業	公認会計士業	計理士業			
		社会保険士業	コンサルタント業	設備監督者計業	不動産鑑定業	デザイン業	諸芸師匠業			
		理容業	美容業	クリーニング業	公衆浴場業 (銭湯)	歯科衛生士業	歯科技工士業			
		測量士業	土地家屋調査士業	海代理士業	印刷製版業					
	3%	装蹄師業	あんま・マッサージ又は指圧・はり・きゅう 柔道整復その他の医業に類する事業							

※主として家族などの自家労力を用いて行う第2種事業には、課税されません。



控除の種類

- ①事業専従者控除、②損失の繰越控除（所得税における青色申告者のみ）、③被災事業用資産の損失の繰越控除、④事業用資産の譲渡損失の控除、⑤事業用資産の譲渡損失の繰越控除（青色申告者のみ）、⑥事業主控除（年額290万円）



申告と納税

- ・申告は3月15日までです（所得税・住民税の申告をした人は、申告したこととみなされます）。
- ・年の途中で事業を廃止したときは、廃止の日から1か月以内（死亡による廃止の場合は4か月以内）に申告しなければなりません。
- ・通常、8月と11月の2回に分けて、納税通知書（納付書）により納めます。

※個人の事業税の納税には、便利な口座振替制度をご利用ください。詳しくは、42ページをご覧ください。

法人事業税



納める人

- ・ 県内に事務所、事業所を設けて事業を行っている法人並びに法人でない社団または財団で収益事業または法人課税信託の引受けを行うもの
- ・ 法人課税信託の引受けを行う個人で、県内に事務所・事業所を設けて事業を行うもの



課税標準

法人区分	課税標準額	
電気供給業（発電事業、小売電気事業又は特定卸供給事業（注1）を除く）・ガス供給業（一般ガス導管事業又は特定ガス導管事業を行う法人）・保険業を行う法人	収入割（注2）	
電気供給業（発電事業、小売電気事業又は特定卸供給事業）を行う法人のうち資本金の額が1億円以下の法人	収入割及び所得割（注3）の合算額	
電気供給業（発電事業、小売電気事業又は特定卸供給事業）を行う法人のうち資本金の額が1億円超の法人	収入割、付加価値割（注4）及び資本割（注5）の合算額	
特定ガス供給業（注6）を行う法人（特別一般ガス導管事業者に係る供給区域内でガス製造事業を行う法人）	収入割、付加価値割及び資本割の合算額	
その他の事業を行う法人	普通法人・特別法人	所得割
	外形標準課税法人	所得割、付加価値割及び資本割の合算額

（注1） 特定卸供給事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

（注2） 収入割：各事業年度の収入金額

（注3） 所得割：各事業年度の所得及び清算所得

（注4） 付加価値割：各事業年度の付加価値割額

（注5） 資本割：各事業年度の資本金等の額（無償増減資等を行った場合は調整後の金額）

（注6） 特定ガス供給事業については、令和4年4月1日以降に開始する事業年度から適用されます。





税率

(法72条の24の7) (条例41条、条例附則10条の2、10条の2の2、10条の2の3)

次のいずれかに該当する法人……「みやぎ発展税」として超過税率を適用

- ・ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- ・ 所得が年4,000万円を超える法人 (所得課税法人)
- ・ 収入金額が年3億2,000万円を超える法人 (収入金額課税法人)
- ・ 解散 (合併による解散を除く) による清算所得に対する事業税を課される法人 (平成22年9月30日までに解散した法人のみ)
- ・ 保険業法に規定する相互会社
- ・ 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社
- ・ 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人
- ・ 法人税法に規定する受託法人

上記以外の法人……標準税率を適用

事業年度開始の日及び税率区分				平成27年	平成28年	令和元年	令和2年	令和4年	事業の区分 (地方税法 第72条の2 第1項各号)
				4月1日以降 超過税率 (標準税率)	4月1日以降 超過税率 (標準税率)	10月1日以降 超過税率 (標準税率)	4月1日以降 超過税率 (標準税率)	4月1日以降 超過税率 (標準税率)	
法人区分	普通法人 (特別法人、 外形標準課税 法人以外)	所得割	所得のうち年400万円以下の金額の	3.65% (3.4%)	3.65% (3.4%)	3.75% (3.5%)	3.75% (3.5%)	3.75% (3.5%)	1号
			所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額の	5.465% (5.1%)	5.465% (5.1%)	5.665% (5.3%)	5.665% (5.3%)	5.665% (5.3%)	
			所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得の	7.18% (6.7%)	7.18% (6.7%)	7.48% (7.0%)	7.48% (7.0%)	7.48% (7.0%)	
			3以上の都道府県に事務所等のある、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人は、上記にかかわらず所得及び清算所得の	7.18% (6.7%)	7.18% (6.7%)	7.48% (7.0%)	7.48% (7.0%)	7.48% (7.0%)	
	特別法人 (協同組合、 信用金庫、 医療法人等)	所得割	所得のうち年400万円以下の金額の	3.65% (3.4%)	3.65% (3.4%)	3.75% (3.5%)	3.75% (3.5%)	3.75% (3.5%)	
			所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得の	4.93% (4.6%)	4.93% (4.6%)	5.23% (4.9%)	5.23% (4.9%)	5.23% (4.9%)	
			3以上の都道府県に事務所等のある、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人は、上記にかかわらず所得及び清算所得の	4.93% (4.6%)	4.93% (4.6%)	5.23% (4.9%)	5.23% (4.9%)	5.23% (4.9%)	
	外形標準 課税法人	付加価値割	資本割	0.756% (0.72%)	1.26% (1.2%)	1.26% (1.2%)	1.26% (1.2%)	1.26% (1.2%)	
			資本割	0.315% (0.3%)	0.525% (0.5%)	0.525% (0.5%)	0.525% (0.5%)	0.525% (0.5%)	
		所得割	所得のうち年400万円以下の金額の	1.755% (1.6%)	0.395% (0.3%)	0.495% (0.4%)	0.495% (0.4%)	1.18% (1.0%)	
			所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額の	2.53% (2.3%)	0.635% (0.5%)	0.835% (0.7%)	0.835% (0.7%)		
	電気供給業 (発電事業、小売電気事業又は特定卸供給事業 (※) を除く) ・ ガス供給業 (一般ガス導管事業又は特定ガス導管事業を行う法人) ・ 保険業を行う法人	収入割	収入金額の	収入割	0.965% (0.9%)	0.965% (0.9%)	1.065% (1.0%)	1.065% (1.0%)	
付加価値割				0.8025% (0.75%)	0.3885% (0.37%)	0.1575% (0.15%)	0.8025% (0.75%)	0.3885% (0.37%)	
資本割				0.1575% (0.15%)	0.8025% (0.75%)	0.8025% (0.75%)	1.9425% (1.85%)	0.519% (0.48%)	
所得割				0.8025% (0.75%)	0.8025% (0.75%)	1.9425% (1.85%)	0.8085% (0.77%)	0.336% (0.32%)	
電気供給業 (発電事業、小売電気事業又は特定卸供給事業 (※)) を行う法人	資本割	収入金額の	収入割	0.8025% (0.75%)	0.3885% (0.37%)	0.1575% (0.15%)	0.8025% (0.75%)	0.3885% (0.37%)	3号
			付加価値割	0.1575% (0.15%)	0.8025% (0.75%)	0.8025% (0.75%)	1.9425% (1.85%)	0.519% (0.48%)	
			資本割	0.8025% (0.75%)	0.8025% (0.75%)	1.9425% (1.85%)	0.8085% (0.77%)	0.336% (0.32%)	
特定ガス供給業を行う法人 (特別一般ガス導管事業者に係る供給区域内でガス製造事業を行う法人)	収入割	収入金額の	収入割	0.8025% (0.75%)	0.3885% (0.37%)	0.1575% (0.15%)	0.8025% (0.75%)	0.3885% (0.37%)	4号
			付加価値割	0.1575% (0.15%)	0.8025% (0.75%)	0.8025% (0.75%)	1.9425% (1.85%)	0.519% (0.48%)	
			資本割	0.8025% (0.75%)	0.8025% (0.75%)	1.9425% (1.85%)	0.8085% (0.77%)	0.336% (0.32%)	

- (※) 超過税率は、平成20年3月1日から令和10年2月末日までに終了する各事業年度に適用されます。
- (※) 平成22年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度については、地方法人特別税 (国税) が別途課税されます。
- (※) 令和元年10月1日以降に開始する事業年度については、特別法人事業税 (国税) が別途課税されます。
- (※) 特定卸供給業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から上記税率が適用されます。
- (※) 特定ガス供給業については、令和4年4月1日以降に開始する事業年度から上記税率が適用されます。



申告と納税

- ・ 確定申告…事業年度終了の日から2か月以内
(一定の理由により決算が確定しない法人は、申請により申告期限を延長される場合があります。)
- ・ 中間 (予定) 申告…事業年度開始の日から6か月を経過した日から2か月以内

地方消費税

この税金は、地方分権の推進、地域福祉の充実のため、地方税源の充実を図ることとし、消費に広く負担を求める地方独立税として創設され、平成9年4月1日から実施されているものです。

納める人

- ・国内取引：課税資産の譲渡等（商品、製品の販売、サービスの提供等）を行った事業者
 - ・輸入取引：輸入品を保税地域から引き取る者
- ※保税地域とは、外国から日本に運び込んだ貨物を置いていても、関税の支払いが猶予される場所をいいます。

納める額

国に納めるべき消費税額の78分の22です。

これを消費税率に換算すると

「消費税（国税）7.8%×22/78＝地方消費税2.2%」となります。

国民が支払う10%のうち7.8%が国の消費税で、残りの2.2%が地方消費税となります。

「酒類・外食を除く飲食料品」、「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」には、軽減税率（地方消費税1.76%。消費税と合わせて8%）が適用されます。

申告と納税

- ・譲渡割（国内取引に係る地方消費税）
当分の間、消費税と併せて税務署に申告し、納付します。
- ・貨物割（輸入取引に係る地方消費税）
消費税と併せて税関に申告し、納付します。

県の収入

国（税務署・税関）は、地方消費税の納付があった月の2か月後の末日までに県に払い込みます。

市町村への交付

地方消費税は、消費に関連する指標により、全国の税収が各都道府県間で清算された後、その額の2分の1が市町村に交付されます。

不動産取得税



納める人

土地や家屋を売買、贈与、交換、建築（新築、増築、改築）等により取得した人です。この場合の取得は、有償、無償及び登記の有無は問いません。



納める額

取得したときの不動産の価格 × 税率（※）

（※）土地や家屋の取得の時期によって、下表のとおり税率が適用されます。

不動産を取得した時期	土地	家屋	
		住宅	住宅以外
平成20年4月1日から令和6年3月31日まで	3%	3%	4%

「不動産の価格」は、購入価格や請負価格ではなく、次によって決定されます。

- ・土地や家屋を売買、贈与、交換などにより取得したときは、原則として市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格によります。なお、宅地は価格を2分の1とする軽減が適用されます。
- ・新築、増築、改築した家屋や造成した土地など新たにできた不動産については、調査のうえ、固定資産評価基準により評価し算出した価格によります。



免税点

次の場合には、不動産取得税は課税されません。

- ・取得した土地の価格が10万円未満の場合
- ・売買、贈与等により取得した家屋の価格が12万円未満の場合
- ・建築した家屋の価格が23万円未満の場合



申告と納税

- ・不動産を取得した日から60日以内に、その不動産の所在地を管轄する県税事務所に申告してください。なお、不動産の登記を行った場合は申告不要です。
- ・納税通知書に記載されている納期限までに納税します。

あなたのお家はこうなります！

【宅地と新築住宅を購入した場合】

- ・価格
土地：1,000万円／250㎡
家屋：1,400万円／150㎡
- ・当初の税額
土地：1,000万円 × 1 / 2 × 3% = 150,000円
家屋：1,400万円 × 3% = 420,000円
合計 570,000円
- ・減額後の税額
★土地（減額できる額） = 土地 1㎡当りの価格 × (住宅の床面積 × 2) × 3%
↓ (200㎡限度)
(1,000万円 × 1 / 2 ÷ 250) × 200㎡ × 3% = 120,000円
減額後の実際に納付する額 = 150,000円 - 120,000円 = 30,000円
★家屋（控除後の納付する額） (1,400万円 - 1,200万円) × 3% = 60,000円



住宅及び住宅用土地の税の軽減

◎住宅を取得した場合、住宅の価格から表Aの額が控除されます。

【表A】

区 分	控除適用の要件（全てに該当することが必要）	控 除 額
住宅の建築 (新築・増改築) 新築住宅の購入	①延べ床面積が次の要件に該当するもの （「特例適用住宅」といいます） ア 延べ床面積（※1）が50㎡以上240㎡以下 イ 共同住宅等で貸家の用に供される場合は独立的に区画された部分が40㎡以上240㎡以下	1,200万円
認定長期優良住宅である住宅の新築	②新築された認定長期優良住宅（※2）で次に該当するもの （「特例適用住宅」といいます） ア 延べ床面積（※1）が50㎡以上240㎡以下 イ 共同住宅等で貸家の用に供される場合は独立的に区画された部分が40㎡以上240㎡以下	1,300万円 新築年月日：H21.6.4～ R6.3.31
既存（中古）住宅の取得	③既存（中古）住宅で次の全てに該当するもの （「特例適用既存住宅」といいます） ・取得者自らが居住するものであること ・延べ床面積が50㎡以上240㎡以下であること ・次のいずれかの要件に該当するものであること ア 昭和57年1月1日以降に新築されていること イ 耐震基準に適合していることが取得前に証明されていること（※3） ウ 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていること（※4）（平成25年4月1日以降に取得に限る） エ 耐震基準不適合住宅を取得した日から6か月以内に耐震改修を行い、耐震基準に適合している証明を受けた後に入居していること（平成26年4月1日以降の取得に限る）	新築年月日 控除額 S56.7.1～S60.6.30 420万円 S60.7.1～H1.3.31 450万円 H1.4.1～H9.3.31 1,000万円 H9.4.1以降 1,200万円

（※1）住宅用附属家（物置、車庫等）、マンションの共用部分も含まれます。増築の場合は、増築後全体（住宅用附属家も含む）の床面積です。

（※2）「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する「長期優良住宅」に認定されたものです。

（※3）証明に係る調査が住宅の取得の前日2年以内に終了していることが必要です。

（※4）住宅の取得前日2年以内に締結されたものに限ります。

◎土地を取得した場合、減額要件のいずれかに該当すれば表Bの額が減額されます。

【表B】

区 分	減 額 適 用 の 要 件	減 額 さ れ る 額
特例適用住宅用土地の取得	①土地を取得した日から3年以内にその土地の上に特例適用住宅が新築されていること ②特例適用住宅を新築した日後1年以内にその住宅用の土地を取得していること ③土地の取得の前後1年以内に、その土地の上にある自己居住用の未使用の新築特例適用住宅を取得していること ④自己居住用以外の未使用の新築特例適用住宅とその土地を、その住宅が新築されてから1年以内に取得していること	次のいずれか多い額が減額されます。 ①45,000円 ②土地1㎡当たりの価格（※） ×〔住宅の床面積×2〕 （200㎡を限度） ×3%
特例適用既存住宅用土地の取得	⑤土地の取得の前後1年以内に、その土地の上にある特例適用既存住宅を取得していること ⑥土地の取得の前後1年以内に、その土地の上にある表A③エに該当する耐震基準不適合既存住宅を取得していること（平成30年4月1日以降の取得に限る）	（※）令和6年3月31日までに宅地を取得した場合は、価格を2分の1にした後の額から1㎡当たりの価格を計算します。

（注1）①に該当する場合で、取得した土地を引き続き所有している場合は、土地の取得者と家屋の新築を行った者が異なる場合でも、減額の対象となります。また、住宅の新築が土地を取得した者から、当該土地の譲渡を受けた者により行われた場合にも適用されます。

（注2）②～⑥に該当する場合は、住宅と土地の取得者が同じであることが必要です。

◎税の軽減を受けるためには申請が必要となる場合がありますので、詳細については管轄の県税事務所へお問合せください。税の軽減の要件・申請書等は、宮城県総務部税務課のホームページ（<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/>）で公開しています。



県たばこ税

たばこの売渡し等に対して課税されるもので、たばこを購入するとき、その代金の中に含まれているものです。



納める人

たばこの製造者（日本たばこ産業株式会社）、特定販売業者（輸入業者）、卸売販売業者です。



納める額

紙巻たばこ1,000本につき1,070円



申告と納税

卸売販売業者等が、毎月分を翌月末日までに申告し、納税します。

豆知識

紙巻たばこ1箱（定価580円：20本入り）にかかる税金

	たばこ特別税(国) 16.40円	県たばこ税 21.40円
原材料費・利益等 222.40円	国たばこ税 136.04円	市町村たばこ税 131.04円
	消費税及び地方消費税 52.72円	

全部で357.60円の税金がかかります。（令和3年10月1日から）

ゴルフ場利用税

ゴルフ場の利用に対して課税されるものです。



納める人

ゴルフ場を利用した人が、ゴルフ場の経営者を通じて納めます。



納める額

ゴルフ場の等級により定められた額です。（330円から1,200円までの12段階）



非課税

次の方の利用については、ゴルフ場利用税が課税されません。

対 象 者	利用するときに必要な手続き
年齢18歳未満の方 年齢70歳以上の方	「非課税利用申込書」の提出及び マイナンバーカード、学生証、運転免許証、パスポート、 健康保険証、住民基本台帳カード（写真付き）等の提示
障害のある方	「非課税利用申込書」の提出及び障害者手帳等の提示
国民体育大会（予選会を含む）のゴルフ競技又は その公式練習に参加する選手 （国民体育大会のゴルフ競技又はその公式練習と してゴルフを行う場合）	（事前に届出が必要となります）
学生・生徒・児童及びその引率する教員 （公認の教育活動）	「非課税利用申込書」の提出及び 学校の教育活動であることを学校の長が証明した書類、利用 者名簿の提出
国際競技大会（※）のゴルフ競技又はその公式練 習に参加する選手 （国際競技大会のゴルフ競技又はその公式練習と してゴルフを行う場合） ※閣議において決定又は了解されたものに限る。	（事前に届出が必要となります）



税額の軽減

次の方の利用については、納める額が2分の1に軽減されます（利用料金が一定以上軽減されている等の要件を満たしているゴルフ場に限ります。）。

対 象 者	利用するときに必要な手続き
年齢65歳から69歳までの方	「軽減税率利用申込書」の提出及び マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証、 住民基本台帳カード（写真付き）等の提示
知事が定める競技会に参加するプロ以外の方	（事前に申請が必要となります）
幼稚園の課外活動として利用する教員	「軽減税率利用申込書」の提出及び課外活動であることを幼 稚園長が証明した書類の提出
早朝・薄暮等に利用する方	「軽減税率利用申込書」の提出



申告と納税

ゴルフ場の経営者が、毎月分を翌月の15日までに申告し、納税します。



市町村への交付

県に納付されたゴルフ場利用税額のうち10分の7が、ゴルフ場の所在する市町村に交付されます。

軽油引取税

バス、トラック等の燃料である軽油の引取りに対して課税されます。



納める人

特約業者・元売業者から軽油の引取り（購入）を行った者が、特約業者・元売業者を通じて納めます。

なお、この税金は、軽油代金に含まれていますので、軽油の消費者が負担することになります。



納める額

軽油 1 キロリットルにつき15,000円

↳ (特例) 32,100円 (当分の間、軽油の引取りに適用されます。)



課税免除

次の用途に使用する軽油の引取りについては、課税されません。

- ・石油化学製品製造業の特定の用途
 - ・船舶、鉄道、軌道用車両の動力源の用途
 - ・農業、林業用機械の動力源の用途
 - ・木材加工業（木材注薬業を除く）、セメント製品製造業、鉱物の掘採事業等の特定の用途
- 免税の扱いを受けるためには、県税事務所に免税軽油使用者証及び免税証の交付を申請する必要があります。



申告と納税

特約業者・元売業者が、毎月分を翌月末日までに申告し、納税します。



混和軽油等に対する課税

- ・軽油と軽油以外の炭化水素油（灯油、重油等）を混和して炭化水素油を製造するときや燃料炭化水素油（※）を自動車の燃料として販売したり消費するときなどは、事前に知事の承認が必要です。
- ・軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造した混和軽油等を販売・消費したり、燃料炭化水素油を自動車の燃料として販売・消費したときは、その販売や消費をした量について税がかかります。
- ・特約業者・元売業者以外の者が軽油を輸入するときは、その輸入数量について税がかかります。この場合、輸入する者が輸入の時までに申告し、納税します。

※燃料炭化水素油…炭化水素油で軽油または揮発油以外のもの

不正軽油に関する情報をお寄せください。

不正軽油110番 TEL 022(211)2324

(宮城県税務課) FAX 022(211)2396 MAIL zeimu@pref.miyagi.lg.jp

自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割

自動車の取得に対して課税される税金で、この税金の約40.85%は、市町村に交付されます。軽自動車の取得に課される軽自動車税環境性能割（三輪以上の軽自動車）は、市町村税ですが、当分の間、県が賦課・徴収します。



納める人

自動車または軽自動車を取得した人です。ただし、割賦販売等で売主が所有権を留保しているときは買主です。



納める額

自動車の取得価格に税率を乗じて算出します。取得価格には、エアコン、ラジオ等のように自動車と一体となっているものの価格も含まれます。

区分	税率	区分	税率
自家用自動車	非課税・1%・2%・3%	自家用軽自動車	非課税・1%・2%
営業用自動車	非課税・0.5%・1%・2%	営業用軽自動車	非課税・0.5%・1%・2%

【令和5年4月1日から令和5年12月31日まで】

1 乗用車

区分	排出ガス要件	燃費要件	自家用		営業用	
			自動車	軽自動車	自動車	軽自動車
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車（H30排出ガス基準適合（3.5トン以下の自動車）又はH21年排出ガス基準10%低減）			非課税	非課税	非課税	非課税
ガソリン車 ガソリンハイブリッド車 LPG車（軽自動車を除く）	★★★★ H30排出ガス基準50%低減 又はH17排出ガス基準75%低減	R12年度燃費基準85%達成 かつR2年度燃費基準達成	1%	非課税	非課税	非課税
		R12年度燃費基準75%達成 かつR2年度燃費基準達成		非課税		
		R12年度燃費基準65%達成 かつR2年度燃費基準達成	2%	1%	0.5%	
		R12年度燃費基準60%達成 かつR2年度燃費基準達成		1%	0.5%	
上記以外			3%	2%	2%	2%

区分	排出ガス要件	燃費要件	自家用	営業用
ディーゼル車 ディーゼルハイブリッド車	H30排出ガス基準適合 又はH21排出ガス基準適合	R12年度燃費基準85%達成 かつR2年度燃費基準達成 R12年度燃費基準75%達成 かつR2年度燃費基準達成 R12年度燃費基準65%達成 かつR2年度燃費基準達成 R12年度燃費基準60%達成 かつR2年度燃費基準達成	非課税	非課税
上記以外			3%	2%

2 車両総重量2.5トン以下のバス又はトラック

区分	排出ガス要件	燃費要件	自家用		営業用
			自動車	軽自動車	
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車（H30排出ガス基準適合（3.5トン以下の自動車）又はH21年排出ガス基準10%低減）			非課税	非課税	非課税
ガソリン車 ガソリンハイブリッド車	★★★★ H30排出ガス基準50%低減 又はH17排出ガス基準75%低減	R2年度燃費基準+5%達成 （自動車はバスに限る）	1%	非課税	0.5%
		H27年度燃費基準+25%達成 （自動車はトラックに限る）		非課税	
		R2年度燃費基準達成 （自動車はバスに限る）	2%	1%	1%
		H27年度燃費基準+20%達成 （自動車はトラックに限る）		2%	
上記以外			3%	2%	2%

3 車両総重量2.5トン超3.5トン以下のバス又はトラック

区分	排出ガス要件	燃費要件	自家用	営業用
電気自動車			非課税	非課税
燃料電池自動車				
プラグインハイブリッド車				
天然ガス自動車（H30排出ガス基準適合（3.5トン以下の自動車）又はH21年排出ガス基準10%低減）				
ガソリン車 ガソリンハイブリッド車	★★★★ H30排出ガス基準50%低減 又はH17排出ガス基準75%低減	H27年度燃費基準+15%達成	非課税	非課税
	★★★ H30排出ガス基準25%低減 又はH17排出ガス基準50%低減	R2年度燃費基準 （バスに限る）		
	★★★ H30排出ガス基準25%低減 又はH17排出ガス基準50%低減	H27年度燃費基準+20%達成 （トラックに限る）	1%	0.5%
	★★★★ H30排出ガス基準50%低減 又はH17排出ガス基準75%低減	H27年度燃費基準+10%達成		
	★★★ H30排出ガス基準25%低減 又はH17排出ガス基準50%低減	H27年度燃費基準+15%達成	2%	1%
	★★★★ H30排出ガス基準50%低減 又はH17排出ガス基準75%低減	H27年度燃費基準+5%達成		
ディーゼル車 ディーゼルハイブリッド車	H30排出ガス基準適合 又はH21排出ガス基準10%低減	H27年度燃費基準+15%達成	非課税	非課税
	H21年排出ガス基準適合	R2年度燃費基準達成車 （バスに限る）		
	H21年排出ガス基準適合	H27年度燃費基準+20%達成車 （トラックに限る）	1%	0.5%
	H30排出ガス基準適合 又はH21排出ガス基準10%低減	H27年度燃費基準+10%達成		
	H21年排出ガス基準適合	H27年度燃費基準+15%達成	2%	1%
	H30排出ガス基準適合 又はH21排出ガス基準10%低減	H27年度燃費基準+5%達成		
	H21年排出ガス基準適合	H27年度燃費基準+10%達成		
上記以外			3%	2%

4 車両総重量3.5トン超のバス又はトラック

区分	排出ガス要件	燃費要件	自家用	営業用
電気自動車			非課税	非課税
燃料電池自動車				
プラグインハイブリッド車				
天然ガス自動車（H21排出ガス基準10%低減）				
ディーゼル車 ディーゼルハイブリッド車	H28排出ガス基準適合 又はH21排出ガス基準10%低減	H27年度燃費基準+10%達成	1%	0.5%
		H27年度燃費基準+5%達成		
		H27年度燃費基準達成	2%	1%
上記以外			3%	2%

5 その他上記に該当しないもの

登録車 自家用：3% 営業用：2%
軽自動車 2%

【令和6年1月1日から】

1 乗用車

区分	排出ガス要件	燃費要件	自家用		営業用					
			自動車	軽自動車	自動車	軽自動車				
電気自動車			非課税	非課税	非課税	非課税				
燃料電池自動車										
プラグインハイブリッド車										
天然ガス自動車（H30排出ガス基準適合（3.5トン以下の自動車）又はH21排出ガス基準10%低減）			非課税	非課税	非課税	非課税				
ガソリン車 ガソリンハイブリッド車 LPG車(軽自動車を除く)	★★★★ H30排出ガス基準50%低減 又はH17排出ガス基準75%低減	R12年度燃費基準85%達成 かつR2年度燃費基準達成					1%	非課税	非課税	非課税
		R12年度燃費基準80%達成 かつR2年度燃費基準達成								
		R12年度燃費基準70%達成 かつR2年度燃費基準達成								
		R12年度燃費基準60%達成 かつR2年度燃費基準達成								
上記以外			3%	2%	2%	2%				

区分	排出ガス要件	燃費要件	自家用	営業用
ディーゼル車 ディーゼルハイブリッド車	H30排出ガス基準適合 又はH21排出ガス基準適合	R12年度燃費基準85%達成 かつR2年度燃費基準達成	非課税	非課税
		R12年度燃費基準80%達成 かつR2年度燃費基準達成	1%	
		R12年度燃費基準70%達成 かつR2年度燃費基準達成	2%	0.5%
		R12年度燃費基準60%達成 かつR2年度燃費基準達成	3%	1%
上記以外		3%		2%

2 車両総重量2.5トン以下のトラック

区分	排出ガス要件	燃費要件	自家用		営業用			
			自動車	軽自動車				
電気自動車			非課税	非課税	非課税			
燃料電池自動車								
プラグインハイブリッド車								
天然ガス自動車（H30排出ガス基準適合（3.5トン以下の自動車）又はH21排出ガス基準10%低減）			非課税	非課税	非課税			
ガソリン車 ガソリンハイブリッド車	★★★★ H30排出ガス基準50%低減 又はH17排出ガス基準75%低減	R4年度燃費基準105%達成				1%	1%	0.5%
		R4年度燃費基準達成						
		R4年度燃費基準95%達成						
上記以外			3%	2%	2%			

3 車両総重量3.5トン以下のバス

区分	排出ガス要件	燃費要件	自家用	営業用		
電気自動車			非課税	非課税		
燃料電池自動車						
プラグインハイブリッド車						
天然ガス自動車（H30排出ガス基準適合（3.5トン以下の自動車）又はH21排出ガス基準10%低減）			非課税	非課税		
ガソリン車 ガソリンハイブリッド車	★★★★ H30排出ガス基準50%低減 又はH17排出ガス基準75%低減	R2年度燃費基準105%達成			1%	0.5%
		R2年度燃費基準達成				
	★★★★ H30排出ガス基準25%低減 又はH17排出ガス基準50%低減	R2年度燃費基準110%達成			非課税	非課税
		R2年度燃費基準105%達成	1%	0.5%		
ディーゼル車 ディーゼルハイブリッド車	H30排出ガス基準適合 又はH21排出ガス基準10%低減	R2年度燃費基準105%達成	非課税	非課税		
		R2年度燃費基準達成	1%	0.5%		
	H21排出ガス基準適合	R2年度燃費基準110%達成	非課税	非課税		
		R2年度燃費基準105%達成	1%	0.5%		
上記以外		R2年度燃費基準達成	2%	1%		
上記以外			3%	2%		

4 車両総重量2.5トン超3.5トン以下のトラック

区分	排出ガス要件	燃費要件	自家用	営業用
電気自動車			非課税	非課税
燃料電池自動車				
プラグインハイブリッド車				
天然ガス自動車（H30排出ガス基準適合（3.5トン以下の自動車）又はH21排出ガス基準10%低減）				
ガソリン車 ガソリンハイブリッド車	★★★★ H30排出ガス基準50%低減 又はH17排出ガス基準75%低減	R4年度燃費基準達成	1%	0.5%
		R4年度燃費基準95%達成	非課税	非課税
	★★★ H30排出ガス基準25%低減 又はH17排出ガス基準50%低減	R4年度燃費基準達成	1%	0.5%
		R4年度燃費基準95%達成	2%	1%
ディーゼル車 ディーゼルハイブリッド車	H30排出ガス基準適合 又はH21排出ガス基準10%低減	R4年度燃費基準達成	非課税	非課税
		R4年度燃費基準95%達成	1%	0.5%
	H21年排出ガス基準適合	R4年度燃費基準105%達成	非課税	非課税
		R4年度燃費基準達成	1%	0.5%
上記以外		R4年度燃費基準95%達成	2%	1%
上記以外			3%	2%

5 車両総重量3.5トン超のバス

区分	排出ガス要件	燃費要件	自家用	営業用
電気自動車			非課税	非課税
燃料電池自動車				
プラグインハイブリッド車				
天然ガス自動車（H21排出ガス基準10%低減）				
ディーゼル車 ディーゼルハイブリッド車	H28排出ガス基準適合 又はH21排出ガス基準10%基準低減	H27年度燃費基準+15%達成		
		H27年度燃費基準+10%達成	1%	0.5%
		H27年度燃費基準+5%達成	2%	1%
上記以外			3%	2%

6 車両総重量3.5トン超のトラック

区分	排出ガス要件	燃費要件	自家用	営業用
電気自動車			非課税	非課税
燃料電池自動車				
プラグインハイブリッド車				
天然ガス自動車（H21排出ガス基準10%低減）				
ディーゼル車 ディーゼルハイブリッド車	H28排出ガス基準適合 又はH21排出ガス基準10%基準低減	H27年度燃費基準+15%達成		
		H27年度燃費基準+10%達成	1%	0.5%
		H27年度燃費基準+5%達成	2%	1%
上記以外			3%	2%

7 その他上記に該当しないもの

登録車 自家用：3% 営業用：2%
軽自動車 2%



免税点

取得したときの価額が50万円以下のときは、この税金は課税されません。



減免

身体障害者等の生業等のために専ら使用される自動車の取得については、一定の要件に該当すれば課税標準額250万円を上限として、この税金が減免されます。



申告と納税

自動車を取得した人が、運輸支局に新規登録等の申請を行う際、仙台中央県税事務所扇町出張所に申告し、納税します。

自動車税種別割

自動車の所有者に課税される財産税の一種ですが、道路を利用することに対して、その整備費などを負担してもらうという性格も有する税金です。

納める人

県内に主たる定置場のある自動車の所有者です。ただし、割賦販売等で売主が所有権を留保しているときは買主です。

納める額

主なものは次のとおりです。

区	分	自家用		営業用
		令和元年9月30日以前の 初回新規登録	令和元年10月1日以降の 初回新規登録	
乗用車	排気量が1,000cc以下	29,500円	25,000円	7,500円
	" 1,000cc超1,500cc以下	34,500円	30,500円	8,500円
	" 1,500cc超2,000cc以下	39,500円	36,000円	9,500円
	" 2,000cc超2,500cc以下	45,000円	43,500円	13,800円
	" 2,500cc超3,000cc以下	51,000円	50,000円	15,700円
	" 3,000cc超3,500cc以下	58,000円	57,000円	17,900円
	" 3,500cc超4,000cc以下	66,500円	65,500円	20,500円
	" 4,000cc超4,500cc以下	76,500円	75,500円	23,600円
	" 4,500cc超6,000cc以下	88,000円	87,000円	27,200円
	" 6,000cc超	111,000円	110,000円	40,700円
貨客兼用 自動車 (1トン以下)	総排気量が1,000cc以下	13,200円		10,200円
	" 1,000cc超1,500cc以下	14,300円		11,200円
	" 1,500cc超	16,000円		12,800円
トラック	最大積載量が1t以下	8,000円		6,500円
	" 1t超2t以下	11,500円		9,000円
	" 2t超3t以下	16,000円		12,000円
	" 3t超4t以下	20,500円		15,000円
	" 4t超5t以下	25,500円		18,500円

※令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用乗用車から税率が引き下げられています。

申告と納税

県税事務所から送付される納税通知書により、毎年4月1日（午前0時）現在の所有者が5月末日までに納めます。

ただし、4月1日以降に新規登録をした場合は、新規登録の翌月から月割計算した額を納めます。また、4月1日以降に抹消の登録をした場合は、その月まで月割計算した額に減額され、多く納めた額がある場合は還付されます。

なお、抹消登録以外の移転登録や県外への転出登録では、月割還付はありません。移転登録の場合は、譲り渡した人にその年度分全額を納める義務がありますので、新所有者への課税は翌年度からとなります。また、転出登録の場合も転出先の都道府県からの課税は翌年度からとなります。

自動車税種別割の納税には、便利な口座振替制度をご利用ください。詳しくは、42ページをご覧ください。

自動車税種別割はやわかりグリーン化税制

地球温暖化防止及び大気汚染防止の観点から、環境にやさしい自動車の開発・普及の促進をはかるため、平成14年度以降、排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車については自動車税種別割の税率を軽減（軽課）し、逆に、初回新規登録から一定年数を経過した自動車については税率を重く（重課）する特例措置が行われています。

対象となる自動車の納税通知書の税額は、軽課又は重課後の額となります。

税率が軽減される自動車（軽課）

令和4年度に初回新規登録され、次の基準を満たす自動車については、令和5年度の1年間に限り税率が軽減（軽課）されます。

なお、初回新規登録された年度は、通常の税額を月割で課税します。

1 電気自動車等

対象自動車の基準	税率
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス基準※からNOx10%低減）※車両総重量3.5t超12t以下のものについては、平成22年排出ガス基準	おおむね75%重課

2 営業用乗用車のみ（要件をすべて満たすもの）

	対象自動車の基準		税率
	要件①	要件②	
ガソリン車 LPG車	平成30年排出ガス基準50%低減 又は 平成17年排出ガス基準75%低減	令和12年度燃費基準90%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	おおむね75%軽減
		令和12年度燃費基準70%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	おおむね50%軽減
ディーゼル車	平成30年排出ガス規制適合 又は 平成21年排出ガス規制適合	令和12年度燃費基準90%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	おおむね75%軽減
		令和12年度燃費基準70%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	おおむね50%軽減

税率が重くなる自動車（重課）

初回新規登録から11年を経過するディーゼル車及び13年を経過するガソリン車・LPG車は、翌年度から税率が重く（重課）なります。

【令和5年度自動車税種別割】

対象自動車の基準		税率	
		バス・トラック	その他
ディーゼル車	年度当初時点で初回新規登録から11年を経過（初回新規登録日が平成24年3月31日以前）	おおむね10%重課	おおむね15%重課
ガソリン車 LPG車	年度当初時点で初回新規登録から13年を経過（初回新規登録日が平成22年3月31日以前）		

(注1) 電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車のうちガソリンを燃料とするもの、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車は除きます。

(注2) 永久抹消登録するまで重課税率が適用されます。

減 免

身体障害者等が所有・使用する自動車及び社会福祉法人等が所有する自動車については、一定の要件に該当する場合、申請により税金が減免されます。なお、NPO法人に対する優遇措置については、32ページをご覧ください。

➡ 社会福祉法人等やNPO法人に関する自動車税等減免（免除）申請書は、宮城県税務課のホームページ「自動車税種別割」減免の手続きからダウンロードすることができます。



自動車税種別割・トラブル防止5か条

1 自動車を譲り受けた

自動車の所有者が変わったときは、必ず移転登録をしましょう。

- ・移転登録を怠ると、いつまでも旧所有者（譲渡者）に自動車種別割税が課税されますので、必ず移転登録をしましょう。

2 手放した自動車の納税通知書が届いた

自動車を譲り渡したり、下取りに出したときは、必ず移転登録をしましょう。

- ・自動車税種別割は、毎年4月1日（午前0時）現在登録されている所有者に課税されます。移転登録が4月以降にされた場合は、旧所有者に課税されます。

3 転居した

転居された方は、自動車（車検証）の変更登録をしましょう。

- ・住民票を移しても車検証の住所は変わりません。自動車（車検証）の変更登録をしましょう。
- ・車検証の住所変更が完了する前に、納税通知書の住所を変更したい場合は、県税事務所に連絡をしてください。
住所変更届については43ページをご覧ください。

4 自動車が壊れて動かなくなった

壊れて動かなくなった自動車は、抹消登録をしましょう。

- ・抹消登録を怠るといつまでも自動車税種別割が課税されます。
- ・抹消登録の翌月から自動車税種別割は月割り計算（還付）されます。

5 納税証明書を紛失した

- ・平成27年4月から運輸支局において、自動車税種別割の納付の有無を電子的に確認できるようになりました。未納のないことが確認できる場合は、継続検査時に納税証明書の提示を省略できます。
- ・ただし、納税通知書の右端についている納税証明書は、自動車税種別割を納付後、すぐに継続検査（車検）を受ける時に必要になる場合があります。
- ・納税証明書が必要な場合は、最寄りの県税事務所で発行します。

自動車の登録に関することは、東北運輸局宮城運輸支局まで。

仙台市宮城野区扇町3丁目3番15号 TEL 050(5540)2011

NPO 法人に対する課税免除について

介護保険サービスや福祉サービスを提供するNPO法人が、その活動の用に供する自動車を購入した場合は、自動車税環境性能割又は軽自動車税環境性能割及び自動車税種別割が申請により免除されます。

また、NPO法人が、その活動の用に供する自動車の寄付を受けた場合、自動車税種別割が申請により免除されます。

鉱 区 税

地下の埋蔵鉱物を採掘するという権利を与えられていることに対する負担として、課税されるものです。



納める人

県内に鉱区を持っている鉱業権者です。



納める額

鉱 区 の 種 類		納 め る 額
砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに……………年200円
	採掘鉱区	面積100アールごとに……………年400円
砂鉱を目的とする鉱区	河 床	延長1,000メートルごとに……………年600円
	そ の 他	面積100アールごとに……………年200円



申告と納税

- ・ 鉱業権の取得、消滅または変更の日から5日以内です。
- ・ 納税通知書による納期限（通常5月末日）までに、納税します。

狩 猟 税

狩猟税は、猟銃・わな・空気銃等により狩猟をするために県から狩猟者の登録を受ける人に課税されるもので、鳥獣の保護や狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てられる目的税です。



納める人

狩猟者の登録（変更登録を含む）を受ける人です。



納める額

免許区分	狩猟税の税率	
第一種銃猟 (散弾銃・ライフル銃)	県民税の所得割額の納付を要する者	16,500円
	県民税の所得割額の納付を要しない者	11,000円
網猟	県民税の所得割額の納付を要する者	8,200円
	県民税の所得割額の納付を要しない者	5,500円
わな猟	県民税の所得割額の納付を要する者	8,200円
	県民税の所得割額の納付を要しない者	5,500円
第二種銃猟（空気銃・ガス銃）		5,500円

※対象鳥獣捕獲員や認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者登録については、課税されません。

※狩猟者登録申請書提出の日前1年以内に鳥獣の管理の目的の捕獲許可を受けて許可捕獲等を行った方またはその従事者として許可捕獲等を行った方に係る狩猟者登録については、上記税率が2分の1に軽減されます。



申告と納税

狩猟者の登録を受けるときに同時に申告し、証紙徴収の方法で納税します。

産業廃棄物税

宮城県では、産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用、その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として産業廃棄物税を設けています。



納める人

産業廃棄物の排出事業者です（中間処理業者を含みます）。



納める額

最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量1トンにつき1,000円です。



申告と納税

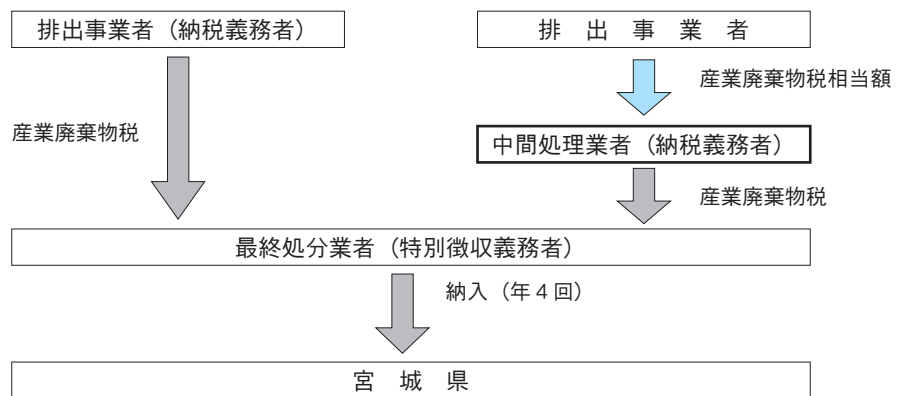
最終処分業者が特別徴収し、3か月ごとに県に申告納入します（ただし、自社処分の場合は排出事業者が申告納付します）。



税収の用途

- ・産業廃棄物の発生抑制、リサイクル促進に対する支援
- ・環境・リサイクル産業の育成、振興
- ・不法投棄防止等不適正処理対策の強化 などに要する費用に充てます。

イメージ図



核燃料税

原子力発電所の設置により防災対策、環境安全対策など各種の財政需要が生じることから、宮城県では法定外普通税として核燃料税を設けています。



納める人

発電用原子炉の設置者



納める額

- ① 価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額の8.5%
- ② 出力割：一の課税期間（3か月）ごとに発電用原子炉（運転中のもの）の熱出力千キロワットにつき22,300円、発電用原子炉（廃止措置中のもの）の熱出千キロワットにつき11,150円



申告と納税

- ① 価額割：核燃料を挿入した日から2か月を経過する日の属する月の末日までに申告納付します。
- ② 出力割：各課税期間の末日の翌日から起算して2か月を経過する日までに申告納付します。

延滞金

税金を納期限までに納めないときに、納期限の翌日から納付（納入）の日までの期間に応じて計算されます。

○令和3年1月1日以降

期 間	割 合		
	①納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間 【延滞金特例基準割合 (注)+1% (※1)】	②納期限の翌日から1か月を経過した日以降の期間 【延滞金特例基準割合 (注)+7.3% (※2)】	③申告期限の延長がされた場合 (※3)
令和3年1月1日から 令和3年12月31日まで	2.5%	8.8%	1.0%
令和4年1月1日から 令和5年12月31日まで	2.4%	8.7%	0.9%

(注)「延滞金特例基準割合」とは、銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基準に、各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加えた割合をいいます。

※1「延滞金特例基準割合+1%」が7.3%を超える場合は、7.3%になります。

※2「延滞金特例基準割合+7.3%」が14.6%を超える場合は、14.6%になります。

※3 法人県民税・法人事業税の確定申告の期限の延長を受けた期間内の延滞金の年率は、銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基準に、各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年0.5%を加算した割合になります。

加算金

県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割、軽油引取税、核燃料税、産業廃棄物税について、次の加算金がかかる場合があります。

過少申告加算金

期限内に申告をした場合で、その申告額が実際より少額だったため、後日増額の申告をした場合、または更正処分を受けた場合 …………… 増差税額×10%

なお、増差税額が期限内申告額と50万円のいずれか多い金額を超えるときは、その超える分の税額の5%が加算されます。

不申告加算金

- ・期限内に申告をしなかったため決定または更正処分を受けた場合…納める税額×15%
(納める税額のうち50万円を超える部分は20%で計算します。)

- ・期限後に申告をした場合 …………… 納める税額×5%

※期限後1か月以内に自発的に申告した場合で期限内に申告書を提出する意志があったと地方税施行令において認められる事例に該当する場合、不申告加算金は課しません。

重加算金

二重帳簿等によって故意に税を免れようとした場合、

- ・期限内に申告をしている場合 …………… 増差税額×35%

- ・申告をしなかった場合または期限後に申告をした場合 …………… 納める税額×40%

※期限後申告があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その期限後申告等に係る税目について不申告加算金または重加算金を課されたことがあるときは、その割合に10%の加重措置がなされる場合があります。

納税の猶予・県税の減免・救済

税金は納期限までに納めなければなりません、次のような場合には、納税の猶予・減免等が認められます。

納税の猶予

《徴収猶予》

本人の財産について災害や盗難にあった場合や、本人や家族が病気にかかったり負傷した場合、事業に大きな損害を受けたり、廃業や休業をした場合など県税を一時に納税できないと認められるとき、申請により1年以内の期限に限ってその徴収を猶予する制度があります。

《換価の猶予》

県税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがある場合で、納税について誠実な意思を有すると認められるとき、滞納処分による財産の換価（売却）を猶予する制度があります。

県税の減免

天災その他により著しく資力を喪失して納付困難な場合、申請により次の減免を受けることができます。

県税の種類	主な減免理由
個人の県民税	各市町村の取扱いに準じて減免されます。
個人の事業税	①納税者が災害により事業用資産について当該事業用資産の価額の2分の1以上の金額に相当する損害を受け、かつ、前年中の事業の所得が1,000万円以下であるとき。 ②納税者が災害により住宅又は家財について当該住宅等の価額の2分の1以上の金額に相当する損害を受け、かつ、前年中の合計所得金額が500万円以下であるとき。
不動産取得税	①災害により滅失又は損壊した家屋に代わるものとして、新たな家屋を2年以内に取得したとき。 ②取得した家屋を、当該取得した日から1年以内に災害により滅失又は損壊したとき。
自動車税	納税者が災害により所有する自動車に損傷を受けたこと、交通が途絶されたことなどの理由により当該自動車の運行ができなくなった期間が15日を超えるとき。 (平成23年6月27日以前に発生した災害により、所有する自動車に損傷を受けたために当該自動車の運行ができなくなった場合は10日を超えるとき。)

県税の救済

《更正の請求》

申告書を提出後、税額が過大であったこと等を発見したときは、原則として法定納期限から5年以内に限り減額の更正の請求ができます。

※更正の請求ができる県税

法人県民税・県民税利子割・県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割・法人事業税・県たばこ税・ゴルフ場利用税・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割・軽油引取税・核燃料税・産業廃棄物税

《不服申立て》

県税の課税・徴収の処分について不服がある場合には、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して「審査請求」をすることができます。

納税貯蓄組合

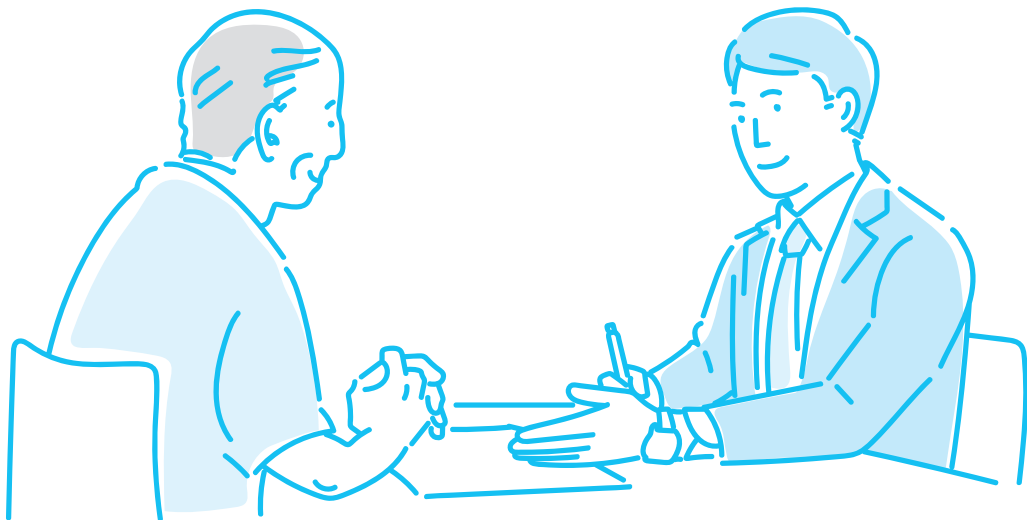
納税貯蓄組合は、定められた納期までに確実に納めることができるように、ふだんから計画的納税のための貯蓄をしようという人々が自主的に集まって組織した団体です。

組合員になるには

加入を希望する組合の組合長に、加入届を提出してください。

組合の利点

- ・納税準備預金の利子には、原則として所得税、県民税利子割がかかりません。
- ・組合の業務に関する書類などには、印紙税がかかりません。



納税の窓口

● 県内

銀行	七十七・仙台・りそな・みずほ・三菱UFJ・三井住友・北海道・青森・みちのく・岩手・東北・北日本・秋田・北都・荘内・山形・きらやか・東邦・福島・常陽各銀行各店舗
信託銀行	みずほ信託銀行各店舗
信用金庫	杜の都・宮城第一・石巻・仙南・気仙沼・一関・あぶくま各信用金庫各店舗
労働金庫	東北労働金庫各店舗
信用組合	石巻商工・古川・仙北・あすか・ウリ・相双五城各信用組合各店舗
農業協同組合等	農林中央金庫・県内各農業協同組合・宮城県漁業協同組各店舗
その他	ゆうちょ銀行・各郵便局（新仙台郵便局を除く）・各県税事務所

● 県外

全国の七十七銀行・みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・秋田銀行・山形銀行・きらやか銀行・常陽銀行・東北労働金庫
青森県・岩手県・秋田県・山形県・福島県に所在するゆうちょ銀行各直営店及び各郵便局



※Pay-easy（ペイジー）マークが印刷されている納付書については、上記以外の金融機関でもペイジーを利用することにより納付することができます場合があります。

※現金書留での送金も可能です。

※手続き等については、送金前に管轄の県税事務所へお問い合わせください。

※延滞金は、郵便の到着日（納期内発送の場合は発送日）で計算されます。

※納期限を超過し延滞金が発生した場合は、後日送付される納付書で納付してください。

各種納付方法での注意事項

- ①スマートフォン決済アプリ、ペイジー及びクレジットカードを利用して納付した場合は、領収証書や自動車税継続検査用納税証明書が発行されません。領収証書が必要な場合や納付後すぐに継続検査（車検）を受ける場合は、金融機関又はコンビニエンスストアの窓口で納付してください。
- ②金融機関、コンビニエンスストア及び県税事務所等の窓口や店頭では、スマートフォン決済アプリやクレジットカードでの決済はできません。

スマートフォン決済アプリを利用した県税の納付について

納付書に印刷されている「CVS収納用バーコード」又は「eL-QR（地方税統一QRコード）」をスマートフォン決済アプリで読み取ることで納付ができます。

●CVS収納用バーコードを読み取って納付する方法

- ・対象税目
全ての県税（自動車税種別割、個人事業税及び不動産取得税等）
- ・利用できるスマートフォン決済アプリ

au PAY	J-Coin pay	d払い	PayB	PayPay	モバイルレジ	LINE Pay
--------	------------	-----	------	--------	--------	----------

- ・納付方法
納付書に印字されているCVS収納用バーコードをスマートフォン決済アプリで読み取ることで納付ができます。
- ・注意事項
 - ①納付額1件当たり30万円を超える場合は、スマートフォン決済アプリでの納付ができませんので、金融機関または県税事務所で納付してください。
 - ②納付にあたり手数料は必要ありません。
 - ③コンビニ・スマホ納付取扱期限を経過した納付書等では納付できませんので、金融機関窓口で納付していただくか、県税事務所へお問い合わせください。
 - ④CVS収納用バーコード印字部分が汚れている納付書等で、スマートフォン決済アプリで読み取れない場合には、スマートフォン決済アプリでの納付ができませんので、県税事務所へお問い合わせください。

●eL-QRを読み取って納付する方法

- ・対象税目
自動車税種別割
- ・納付方法
納付書に印字されているeL-QRをスマートフォン決済アプリで読み取ることで納付ができます。利用できるスマートフォン決済アプリは、地方税お支払いサイトをご確認ください。
- ・注意事項
 - ①eL-QRを読み取って納付する際に利用できるスマートフォン決済アプリは、上記「CVS収納用バーコードを読み取って納付する方法」に記載のスマートフォン決済アプリとは異なりますので、ご注意ください。
 - ②納付にあたり手数料は必要ありません。

コンビニエンスストアでの県税の納付について

CVS収納用バーコードが印字されている納付書等については、金融機関等のほか、コンビニエンスストア等でも納付できます。

●納付できるコンビニエンスストア

MMK（公共料金収納端末）設置店（一部スーパーマーケット等）、セイコーマート（北海道、関東のみ）、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラグループ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン

※MMK（公共料金収納端末）：コンビニエンスストアと同等の料金収納業務に対応するバーコード収納端末の総称

●納付方法・注意事項

- ①バーコードが印字されている納付書をコンビニエンスストア等に持参して納付してください。
※納付書（上下のミシン線から切り離れた下の部分）は、切り離さないでお持ちください。
- ②バーコードが印字されていない納付書では、納付できません。
※納付額1件あたり30万円を超える場合は、コンビニエンスストアでの取扱いができませんので、金融機関または県税事務所窓口で納付してください。
- ③納付にあたり手数料は必要ありません。
- ④納期限を超過し延滞金が発生した場合は、後日送付される納付書で納付してください。
- ⑤コンビニ・スマホ納付取扱期限を超過した納付書等では納付できませんので、金融機関または県税事務所窓口で納付してください。
- ⑥破れていたり、数字やバーコード印字部分が汚れたりした納付書等で、コンビニエンスストアのスキナで読み取りができない場合には、コンビニエンスストアでの納付ができませんので、県税事務所へお問い合わせください。

Pay-easy（ペイジー）を利用した県税の納付について



金融機関が提供するインターネットバンキングまたはモバイルバンキングをご契約の方であれば、パソコンまたは携帯電話やスマートフォンからペイジーマークが印刷された納付書に印字された次の4つの情報を入力することで、県税を納付することができます。また、金融機関のATMを利用して納付することもできます（一部の金融機関に限ります。）。

- ①収納機関番号（数字5桁） ※「04000」固定
 - ②納付番号（数字12桁） ※金融機関によっては「お客様番号」と表示されます。
 - ③確認番号（数字6桁） ※納付書に記載のとおり入力してください。
 - ④納付区分（数字3桁） ※納付書に記載のとおり入力してください。
- ・ペイジーとは、宮城県などの収納機関と金融機関を結ぶネットワーク（マルチペイメントネットワーク）を利用した収納サービスです。
 - ・ペイジーを利用するには、あらかじめペイジーに対応した金融機関とインターネットバンキング等の契約が必要になります。契約方法等については、各金融機関にお問い合わせください。

クレジットカードを利用した県税の納付について

ご自宅のパソコンまたはスマートフォンから、「地方税お支払いサイト」または「宮城県納付サイト」へアクセスし、クレジットカードを利用して納付することができます。

● 地方税お支払いサイトで納付する方法

・対象税目

自動車税種別割

・納付方法

①「地方税お支払いサイト」にアクセスしてください。

(<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>) ※39ページに二次元コードを記載しています。

②「eL-QRでお支払い」ボタンを押して納付書のeL-QRを読み取るか、「eL番号でお支払い」ボタンを押して納付番号・確認番号等を直接入力します。

③お支払い方法で「クレジットカード」を選択し、画面の案内に従って操作してください。

・注意事項

税額とあわせて、納付手続き1回につき、決済手数料がかかります。



(地方税お支払いサイト)

● 宮城県納付サイトで納付する方法

・対象税目

自動車税種別割・個人事業税・不動産取得税

・納付方法

①「宮城県納付サイト (F-REGI公金支払い)」にアクセスしてください。

(https://koukin.f-regi.com/fc/miyagi_pref/)

②納付手続きの前に宮城県納付サイトに記載されている注意事項をご確認ください。

③納付手続を行う税目を選択してください。

④納付書に記載されている「納付番号」「確認番号」を入力してください。

⑤クレジットカード番号等を入力してください。

⑥入力内容を確認後、「納付手続き実行」ボタンをクリックしてください。

・注意事項

①1件100万円以上の納付書については、取扱いができません。

②税額とあわせて、納付手続き1回につき、決済手数料がかかります。

● 決済手数料

納付金額	地方税お支払いサイト	宮城県納付サイト
1～10,000円	40円 (税込)	110円 (税込)
10,001～20,000円	123円 (税込)	220円 (税込)
20,001～30,000円	205円 (税込)	330円 (税込)
30,001～40,000円	288円 (税込)	440円 (税込)
40,001～50,000円	370円 (税込)	550円 (税込)
以降、10,000円ごと加算	75円 (税抜)	110円 (税込)



(宮城県納付サイト)

口座振替

県税の納付には、口座振替を利用することができます。納期限の日に、納税義務者本人名義の預金口座から自動的に県税に振り替えられます。



取扱金融機関

七十七銀行、仙台銀行、その他県が指定する県内の金融機関
(詳しくは、38ページをご覧ください。なお、ゆうちょ銀行、みずほ銀行及び三菱UFJ銀行は除きます。三井住友銀行は仙台支店のみです。)



利用できる預金口座

普通預金、当座預金、納税準備預金及び納税貯蓄組合預金のうち、納税義務者が指定する本人名義の口座



利用できる税目

個人事業税、自動車税種別割



口座振替の日

振替日は納期限の日となりますので、前日までに口座への入金をお願いします。なお、残高不足等で振替ができなかった場合は、再振替できませんので、すみやかに県税事務所の窓口で納付するか、県税事務所から送付する納付書で納付してください。



利用の手続き

- ・ 預（貯）金口座振替納付書送付依頼書を最寄りの県税事務所へ提出してください。
- ・ 納税義務者が納税貯蓄組合員であるときは、所属納税貯蓄組合長を経由して預（貯）金口座振替納付書送付依頼書を提出してください。
- ・ 預（貯）口座振替納付書送付依頼書は、宮城県税務課のWebページからダウンロードすることができます。(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/)

納税証明



各県税の納税証明書

- ・ 納税証明書の交付窓口…県税事務所
- ・ 交付申請に必要なもの…運転免許証等（本人であることが確認できるもの）、代理人の場合は本人の委任状、発行手数料



自動車税継続検査用（構造等変更検査用）納税証明書

- ・ 平成27年4月から、運輸支局等において自動車税種別割の納付の有無を電子的に確認できるようになり、未納のない場合は、継続検査等を受ける際に納税証明書の提示を省略できるようになりました。ただし、納付後すぐに継続検査を受ける場合は、納税証明書の提示が必要になりますのでご注意ください。
- ・ 納税証明書は、毎年5月中に発送される自動車税納税通知書に付いており、県税事務所の窓口又は金融機関等で納付され、領収日付印が押印されているものが有効となります。
- ・ 納税証明書を紛失した場合は、県税事務所でも再発行できますので、納税証明書交付申請書に必要事項を記入し自動車検査証（写しでも可）を持参の上、申請してください。なお、手数料は不要です。

納税証明書交付申請書は宮城県税務課のWebページからダウンロードすることができます。
(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/)

インターネットで県税の申告・納税・届出などが便利に！！

地方税の電子申告・電子納税

地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用した申告及び納税等が利用できます。

利用できる税目

- ・法人県民税、法人事業税、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、県たばこ税、ゴルフ場利用税

メリット

◎手続きが自宅やオフィスでできる！

インターネットを利用するため、自宅やオフィスなどから手続きを行うことができます。混雑する窓口へ足を運ぶ必要がありません。

◎複数の申告も一括処理できる！

利用者が作成した申告等の電子データを送信するだけで、ポータルセンターが提出先を判断し、それぞれの地方公共団体へ送信します。

◎無料の対応ソフトで申告書がラクラク作成できる！

無料のeLTAX対応ソフトウェア（PCdesk）を使用でき、様々な申告書の作成支援が受けられます。

eLTAXを利用するには、事前の手続きが必要です。
詳しくは、eLTAXのWebサイト（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）
をご覧ください。



自動車税種別割の納税義務者の住所変更届

手続きの概要

自動車税種別割の納税義務者の方が住所・氏名等を変更した場合に、車検証の変更登録手続が行われないと県税事務所では新しい住所・氏名が把握できないため、納税通知書の新たな送付先をお知らせいただくための手続きです。

納税通知書を確実にお届けするために、この手続きにより新しい住所・氏名等をお知らせいただきますようご協力ください。

詳しくは、宮城県税務課のホームページから、「自動車税種別割の納税義務者の住所変更について」のコーナーをご覧ください。



申請書等のダウンロード

納税証明書交付申請書、不動産取得税免除申請書及び法人県民税・事業税の申告書等の用紙をダウンロードすることができます（提出先は、各県税事務所となります）。

詳しくは、宮城県税務課のホームページから、「納税証明書・各種申請様式ダウンロード」のコーナーをご覧ください。

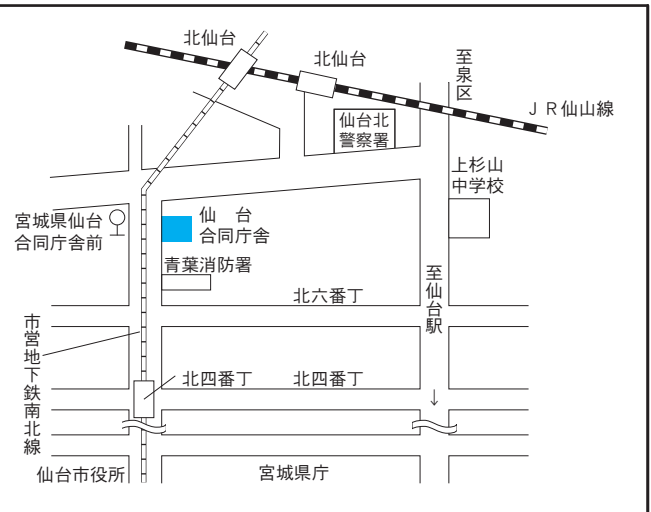


県税の窓口

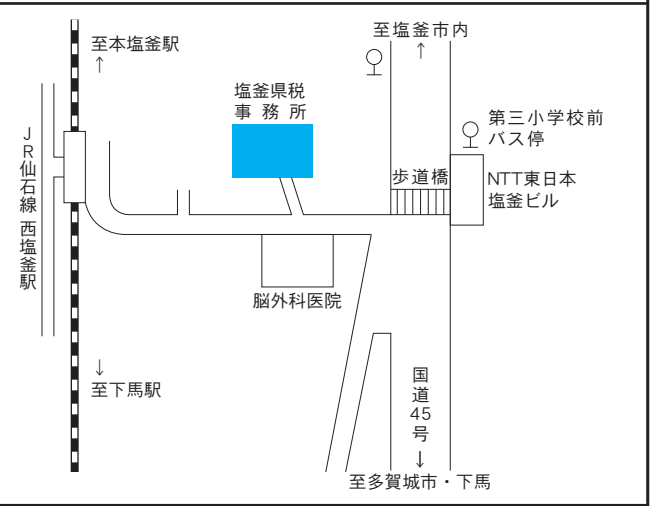
県税事務所の所在地と管轄区域等は次のとおりです。県税について知りたいこと、わからないことなど、お気軽におたずねください。

<p>①大河原県税事務所 〒989-1243 柴田郡大河原町字南129-1 大河原合同庁舎 1階</p> <table border="1"> <tr> <td>総務、個人事業税・軽油引取税・ゴルフ場利用税等の課税に関する事</td> <td>0224 (53) 3130</td> </tr> <tr> <td>法人二税・不動産取得税・自動車税種別割の課税に関する事</td> <td>0224 (53) 3113</td> </tr> <tr> <td>納税一般・納税相談に関する事</td> <td>0224 (53) 3114</td> </tr> <tr> <td>納税窓口・納税証明に関する事</td> <td>0224 (53) 3112</td> </tr> </table> <p>管轄区域：白石市・角田市・刈田郡（蔵王町、七ヶ宿町）・柴田郡（大河原町、村田町、柴田町、川崎町）・伊具郡（丸森町）</p>	総務、個人事業税・軽油引取税・ゴルフ場利用税等の課税に関する事	0224 (53) 3130	法人二税・不動産取得税・自動車税種別割の課税に関する事	0224 (53) 3113	納税一般・納税相談に関する事	0224 (53) 3114	納税窓口・納税証明に関する事	0224 (53) 3112									
総務、個人事業税・軽油引取税・ゴルフ場利用税等の課税に関する事	0224 (53) 3130																
法人二税・不動産取得税・自動車税種別割の課税に関する事	0224 (53) 3113																
納税一般・納税相談に関する事	0224 (53) 3114																
納税窓口・納税証明に関する事	0224 (53) 3112																
<p>②仙台南県税事務所 〒982-0011 仙台市太白区长町南7-22-20</p> <table border="1"> <tr> <td>総務、法人二税・自動車税種別割・軽油引取税等の課税に関する事</td> <td>022 (248) 2961</td> </tr> <tr> <td>個人事業税・不動産取得税・ゴルフ場利用税の課税に関する事</td> <td>022 (248) 2962</td> </tr> <tr> <td>納税一般・納税相談に関する事</td> <td>022 (248) 2963</td> </tr> <tr> <td>納税窓口・納税証明に関する事</td> <td>022 (248) 2986</td> </tr> </table> <p>管轄区域：仙台市太白区・名取市・岩沼市・亶理郡（亶理町、山元町）</p>	総務、法人二税・自動車税種別割・軽油引取税等の課税に関する事	022 (248) 2961	個人事業税・不動産取得税・ゴルフ場利用税の課税に関する事	022 (248) 2962	納税一般・納税相談に関する事	022 (248) 2963	納税窓口・納税証明に関する事	022 (248) 2986									
総務、法人二税・自動車税種別割・軽油引取税等の課税に関する事	022 (248) 2961																
個人事業税・不動産取得税・ゴルフ場利用税の課税に関する事	022 (248) 2962																
納税一般・納税相談に関する事	022 (248) 2963																
納税窓口・納税証明に関する事	022 (248) 2986																
<p>③仙台中央県税事務所 〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-2-3 自治会館1階</p> <table border="1"> <tr> <td>総務、個人事業税・県民税利子割・県たばこ税等の課税に関する事</td> <td>022 (715) 0621</td> </tr> <tr> <td>法人二税・外形標準課税に関する事</td> <td>022 (715) 0622</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税の課税に関する事</td> <td>022 (715) 0670</td> </tr> <tr> <td>自動車税種別割・軽油引取税の課税に関する事</td> <td>022 (715) 0623</td> </tr> <tr> <td>納税一般・納税相談に関する事</td> <td>022 (715) 0624</td> </tr> <tr> <td>自動車税種別割の納税・納税相談に関する事</td> <td>022 (715) 0672</td> </tr> <tr> <td>納税窓口・納税証明に関する事</td> <td>022 (715) 0625</td> </tr> </table>	総務、個人事業税・県民税利子割・県たばこ税等の課税に関する事	022 (715) 0621	法人二税・外形標準課税に関する事	022 (715) 0622	不動産取得税の課税に関する事	022 (715) 0670	自動車税種別割・軽油引取税の課税に関する事	022 (715) 0623	納税一般・納税相談に関する事	022 (715) 0624	自動車税種別割の納税・納税相談に関する事	022 (715) 0672	納税窓口・納税証明に関する事	022 (715) 0625	<p>仙台中央県税事務所扇町出張所 〒983-0034 仙台市宮城野区扇町3-3-10 (交通会館内)</p> <table border="1"> <tr> <td>自動車税環境性能割及び同種別割の申告・受付等に関する事 (取扱税目は、上記のみとなります。)</td> <td>022 (232) 5702</td> </tr> </table>	自動車税環境性能割及び同種別割の申告・受付等に関する事 (取扱税目は、上記のみとなります。)	022 (232) 5702
総務、個人事業税・県民税利子割・県たばこ税等の課税に関する事	022 (715) 0621																
法人二税・外形標準課税に関する事	022 (715) 0622																
不動産取得税の課税に関する事	022 (715) 0670																
自動車税種別割・軽油引取税の課税に関する事	022 (715) 0623																
納税一般・納税相談に関する事	022 (715) 0624																
自動車税種別割の納税・納税相談に関する事	022 (715) 0672																
納税窓口・納税証明に関する事	022 (715) 0625																
自動車税環境性能割及び同種別割の申告・受付等に関する事 (取扱税目は、上記のみとなります。)	022 (232) 5702																
<p>管轄区域：仙台市青葉区及び宮城野区の一部・若林区</p>																	

④仙台北県税事務所 〒981-8510 仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 仙台合同庁舎3階	
総務、個人事業税・軽油引取税・ゴルフ場利用税等の課税に関する事	022 (275) 9117
法人二税・自動車税種別割の課税に関する事	022 (275) 9119
不動産取得の課税に関する事	022 (275) 9118
納税一般・納税証明に関する事	022 (275) 9120
納税窓口・納税証明に関する事	022 (275) 9122
管轄区域：仙台市青葉区及び宮城野区の一部・泉区・富谷市・黒川郡（大和町、大郷町、大衡村）	

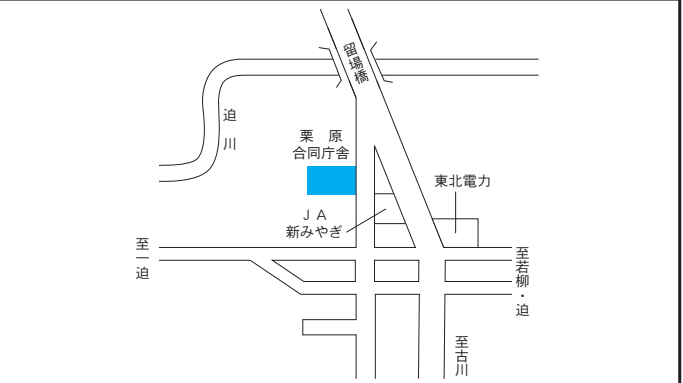
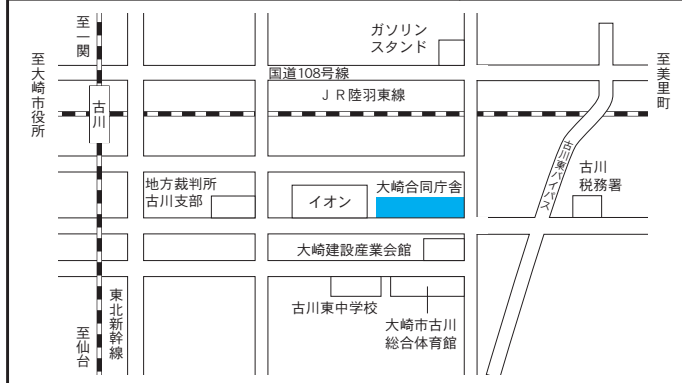


⑤塩釜県税事務所 〒985-0024 塩竈市錦町5-28	
総務、自動車税種別割・軽油引取税・ゴルフ場利用税等の課税に関する事	022 (365) 4191
法人二税・個人事業税・不動産取得税の課税に関する事	022 (365) 4192
納税一般・納税相談に関する事	022 (365) 4193
納税窓口・納税証明に関する事	022 (365) 4194
管轄区域：塩竈市・多賀城市・宮城郡（松島町、七ヶ浜町、利府町）	



⑥北部県税事務所 〒989-6117 大崎市古川旭4-1-1 大崎合同庁舎3階	
総務、法人二税・自動車税種別割・軽油引取税・ゴルフ場利用税等の課税に関する事	0229 (91) 0705
個人事業税・不動産所得税の課税に関する事	0229 (91) 0703
納税一般・納税相談に関する事	0229 (91) 0706
納税窓口・納税証明に関する事	0229 (91) 0704

北部県税事務所栗原地域事務所 〒987-2251 栗原市築館藤木5-1 栗原合同庁舎2階	
総務、納税一般・納税相談に関する事	0228 (22) 2123
軽油引取税に係る免税証の交付、各種申告書等の受付に関する事	
納税窓口・納税証明に関する事	



管轄区域：大崎市・栗原市・加美郡（色麻町、加美町、町）・遠田郡（涌谷町、美里町）

管轄区域：栗原市（課税業務は、北部県税事務所で行う。）

⑦ 東部県税事務所 〒986-0850 石巻市あゆみ野5丁目7番地 石巻合同庁舎3階		東部県税事務所登米地域事務所 〒987-0511 登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 登米合同庁舎2階	
総務、自動車税種別割・軽油引取税等の課税に関すること	0225 (95) 1413	総務	0220 (22) 6113
法人二税・個人事業税・不動産取得税の課税に関すること	0225 (95) 1446	軽油引取税に係る免税証の交付、各種申告書等の受付に関すること	
納税一般・納税相談に関すること	0225 (95) 1520	納税窓口・納税証明に関すること	0220 (22) 6114
納税窓口・納税証明に関すること	0225 (98) 3410		
管轄区域：石巻市・登米市・東松島市・牡鹿郡（女川町）		管轄区域：登米市（課税業務は、東部県税事務所で行う。）	

⑧ 気仙沼県税事務所 〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6 気仙沼合同庁舎1階			
総務、自動車税種別割以外の県税の課税に関すること	0226 (24) 2530		
自動車種別割の課税に関すること	0226 (24) 2531		
納税窓口・納税相談・納税証明に関すること			
<p>※警察署敷地内からの通り抜けはできません。</p>			
管轄区域：気仙沼市・本吉郡（南三陸町）			

税務署・市町村へのお問合せ

税 務 署

税 務 署 名	所 在 地	電 話
仙 台 北 税 務 署	〒980-8402 仙台市青葉区上杉1丁目1-1	022(222)8121
仙 台 中 税 務 署	〒984-0015 仙台市若林区卸町3丁目8-5	022(783)7831
仙 台 南 税 務 署	〒982-8551 仙台市太白区柳生2丁目28-2	022(306)8001
石 巻 税 務 署	〒986-0827 石巻市千石町2-35	0225(22)4151
塩 釜 税 務 署	〒985-8601 塩釜市旭町17-15	022(362)2151
古 川 税 務 署	〒989-6185 大崎市古川旭6丁目2-15	0229(22)1711
気 仙 沼 税 務 署	〒988-0077 気仙沼市古町3丁目4-5	0226(22)6780
大 河 原 税 務 署	〒989-1201 柴田郡大河原町大谷字末広12-1	0224(52)2202
築 館 税 務 署	〒987-2292 栗原市築館薬師2丁目2-1	0228(22)2261
佐 沼 税 務 署	〒987-0511 登米市迫町佐沼字沼向109	0220(22)2501

市 町 村 (電話番号は市町村の代表番号です。)

市町村名	電話番号	市町村名	電話番号	市町村名	電話番号
せん だい し 仙 台 市	022(261)1111	とみ や し 富 谷 市	022(358)3111	たい わ ちょう 大 和 町	022(345)1111
いし のまき し 石 巻 市	0225(95)1111	ざ ふう まち 蔵 王 町	0224(33)2211	おお さと ちょう 大 郷 町	022(359)3111
しお がま し 塩 釜 市	022(364)1111	しち か しゆく まち 七 ケ 宿 町	0224(37)2111	おお ひら むら 大 衡 村	022(345)5111
け せん ぬま し 気 仙 沼 市	0226(22)6600	おお が わら まち 大 河 原 町	0224(53)2111	しか ま ちょう 色 麻 町	0229(65)2111
しろ いし し 白 石 市	0224(25)2111	むら た まち 村 田 町	0224(83)2111	か み まち 加 美 町	0229(63)3111
な とり し 名 取 市	022(384)2111	しば た まち 柴 田 町	0224(55)2111	わく 谷 ちょう 涌 谷 町	0229(43)2111
かく だ し 角 田 市	0224(63)2111	かわ さき まち 川 崎 町	0224(84)2111	み さと まち 美 里 町	0229(33)2111
た が じょう し 多 賀 城 市	022(368)1141	まる もり まち 丸 森 町	0224(72)2111	おな がわ ちょう 女 川 町	0225(54)3131
いわ ぬま し 岩 沼 市	0223(22)1111	わた り ちょう 亘 理 町	0223(34)1111	みなみ さん りく ちょう 南 三 陸 町	0226(46)2600
と め し 登 米 市	0220(22)2111	やま もと ちょう 山 元 町	0223(37)1111		
くり はら し 栗 原 市	0228(22)1122	まつ しま まち 松 島 町	022(354)5701		
ひがし まつ し 東 松 島 市	0225(82)1111	しち が はま まち 七 ケ 浜 町	022(357)2111		
おお さき し 大 崎 市	0229(23)2111	り ふ ちょう 利 府 町	022(767)2111		